

漁協系統信用事業における総合的な監督指針

－ 参 考 様 式 －

令和7年10月1日
金 融 庁
水 産 庁

参 考 様 式 目 次

I 認可申請書

1 定款変更認可申請書	1
2 信用事業規程認可申請書	3
3 信用事業規程変更（廃止）認可申請書	5
4 信用事業譲渡（譲受け）認可申請書	7

II 承認申請書

1 信用供与等特例承認申請書	9
2 基準議決権数を超える議決権の1年を超える保有承認申請書	14

III 届出書

1 定款変更届出書	16
2 信用事業規程変更届出書	18
3 信用事業譲渡届出書	20
4 不祥事件等届出書	22
5 信託兼営組合に係る不祥事件等届出書	25
6 劣後特約付借入金の受入れ（変更）届出書	26
7 基準議決権数超過届出書	27
8 基準議決権数超過解消届出書	28

IV 特定信用事業代理業に係る申請書等

1 特定信用事業代理業に係る許可申請書	29
2 特定信用事業代理業に係る再受託許可申請書	36
3 兼業の承認	44
4 変更の届出	46
5 廃業等の届出	58
6 業務開始	65
7 定款変更	66
8 委託契約書（再委託契約書）の変更	67
9～12 変更の届出（半期分届出用）	68
13 不祥事件等届出書	84
14 特定信用事業代理業者の状況	87
15 特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧	88

V その他の様式

1	信漁連台帳	89
2	苦情受付票	91
3	障害発生等報告書	93
4	検査結果に係る報告の徴求	96
5	決算速報様式（信漁連）	103
6	連結決算速報様式（信漁連）	132
7	仮決算速報様式（信漁連）	151

VI 海外付随業務取扱施設等に係る届出書

1	海外付随業務取扱施設等の設置届出書	152
2	海外付随業務取扱施設等の位置変更届出書	153
3	海外付随業務取扱施設等の廃止届出書	154
4	海外付随業務取扱施設等の業務内容の変更届出書	155

VII 外国銀行代理事業に係る届出等

1	外国銀行代理事業に係る認可申請書	156
2	所属外国銀行に関する資本金（出資）の額の変更届出書	159
3	所属外国銀行に関する商号（又は主たる営業所）の変更届出書	160
4	所属外国銀行に関する合併届出書	161
5	所属外国銀行に関する事業譲渡（事業譲受け）届出書	162
6	所属外国銀行に関する解散（廃業）届出書	163
7	所属外国銀行に関する銀行業の免許取り消しに係る届出書	164
8	所属外国銀行に関する破産手続き開始の決定に係る届出書	165

定款変更認可申請書（漁協）

参考様式 1－1①

番 号
年 月 日

〇〇〇知事 殿

住 所
〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇〇〇

定款変更認可申請書

令和 年 月 日開催の総会（又は総代会）において、定款変更の議決を行ったので、水産業協同組合法第48条第2項の規定に基づき、定款変更の認可を申請します。

（添付書類）

- 1 定款の変更（廃止）理由書
- 2 定款の新旧条文の対照表
- 3 定款の変更（廃止）を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 現行定款

定款変更認可申請書（信漁連）

参考様式 1－1②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○○

定款変更認可申請書

令和 年 月 日開催の総会（又は総代会）において、定款変更の議決を行ったので、水産業協同組合法第92条第3項において準用する同法第48条第2項の規定に基づき、定款変更の認可を申請します。

（添付資料）

- 1 定款の変更（廃止）理由書
- 2 定款の新旧条文の対照表
- 3 定款の変更（廃止）を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 現行定款

信用事業規程認可申請書（漁協）

参考様式 1－2①

番 号
年 月 日

〇〇〇知事 殿

住 所
〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇〇〇

信用事業規程認可申請書

令和〇〇年〇月〇日開催の当組合の総会において、信用事業規程の設定を議決したので、水産業協同組合法第11条の5第1項の規定に基づき、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条第3項に示す下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 規程の設定の理由を記載した書面
- 2 規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

信用事業規程認可申請書（信漁連）

参考様式 1－2②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○○

信用事業規程認可申請書

令和○○年○月○日開催の当連合会の総会において、信用事業規程の設定を議決したので、水産業協同組合法第92条第1項において準用する同法第11条の5第1項の規定に基づき、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条第3項に示す下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 規程の設定の理由を記載した書面
- 2 規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

信用事業規程変更（廃止）認可申請書（漁協）

参考様式 1－3①

番 号
年 月 日

〇〇〇知事 殿

住 所
〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇〇〇

信用事業規程変更（廃止）認可申請書

令和〇〇年〇月〇日開催の当組合の総会において、信用事業規程の変更（廃止）の議決をしたので、水産業協同組合法第11条の5第3項の規定により認可いただきたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 規程の変更（廃止）理由書
- 2 規程の新旧条文の対照表
- 3 規程の変更（廃止）を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 現行信用事業規程

信用事業規程変更（廃止）認可申請書（信漁連）

参考様式 1－3②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○○

信用事業規程変更（廃止）認可申請書

令和○○年○月○日開催の当連合会の総会において、信用事業規程の変更（廃止）の議決をしましたので、水産業協同組合法第92条第1項において準用する同法第11条の5第3項の規定に基づき、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条第3項に示す下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 規程の変更（廃止）の理由を記載した書面
- 2 規程の新旧条文の対照表
- 3 規程の変更（廃止）を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

信用事業譲渡（譲受け）認可申請書（漁協）

参考様式 1－4①

番 号
年 月 日

〇〇〇知事 殿

住 所
〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇〇〇

信用事業の譲渡（譲受け）に係る認可の申請について

令和 年 月 日開催の当漁協の〇〇総会において、〇〇〇信用漁業協同組合連合会への信用事業の全部の譲渡（〇〇〇組合の信用事業の全部の譲受け）について決議を行いましたので、水産業協同組合法第54条の2第3項の規定により認可頂きたく、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

（添付書類）

1. 理由書
2. 総会議事録
3. 信用事業譲渡契約書
4. 財産目録及び貸借対照表
5. 公告及び催告の状況並びに監事の証明書
6. その他参考資料
 - （1）統合計画
 - （2）譲渡後の貸借対照表及び損益計算書 等

信用事業譲渡（譲受け）認可申請書（信漁連）

参考様式 1－4②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○○

信用事業の譲渡（譲受け）に係る認可の申請について

令和 年 月 日開催の当連合会○○総会において、農林中央金庫への信用事業の全部の譲渡（○○組合の信用事業の全部の譲受け）について決議を行いましたので、水産業協同組合法第54条の2第3項の規定により認可頂きたく、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

（添付書類）

1. 理由書
2. 総会議事録謄本
3. 信用事業譲渡契約書
4. 財産目録及び貸借対照表
5. 財務・収支計画表
6. 譲受前後の自己資本比率算定表
7. 公告及び催告の状況
8. その他参考となるべき事項を記載した書類
 - （1）譲渡漁協の内容
 - （2）統合日程表
 - （3）店舗配置イメージ
 - （4）店舗配置図 等

信用供与等特例承認申請書（漁協）

参考様式 2-1-1 ①

番 号
年 月 日

〇〇〇知事 殿

住 所
〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇〇〇

信用供与等特例承認申請書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の14第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、〇〇〇に対する信用供与等限度額の超過について、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第16条第3項に示す下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請の根拠規定（注）
- 2 理由書（参考様式2-1-2）
- 3 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類（原則として、信用の供与等を受ける者の金融機関別の借入金残高及びそのシェアの推移について記した書類並びに信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を含む。）

（注） 申請の根拠規定には、「水産業協同組合法第11条の14第1項ただし書」又は「水産業協同組合法第11条の14第2項において準用する同条第1項ただし書」のいずれかを記載する。なお、一つの受信者グループに係る水産業協同組合法第11条の14第1項ただし書及び第2項に基づく承認の申請について、同一の申請書にまとめて記載する場合には、申請の根拠規定として、「水産業協同組合法第11条の14第1項ただし書及び同条第2項において準用する同条第1項ただし書」と記載する。また、この場合においては、同条第1項及び第2項に基づく申請のそれぞれについて、参考様式2-1-2を添付する。

信用供与等特例承認申請書（信漁連）

参考様式 2-1-1②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○○

信用供与等特例承認申請書

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第92条第1項において準用する同法第11条の14第1項ただし書（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、○○○に対する信用供与等限度額の超過について、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第16条第3項に示す下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請の根拠規定（注）
- 2 理由書（参考様式2-1-2）
- 3 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類（原則として、信用の供与等を受ける者の金融機関別の借入金残高及びそのシェアの推移について記した書類並びに信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を含む。）

（注） 申請の根拠規定には、「水産業協同組合法第92条第1項において準用する同法第11条の14第1項ただし書」又は「水産業協同組合法第92条第1項において準用する同法第11条の14第2項において準用する同条第1項ただし書」のいずれかを記載する。なお、一つの受信者グループに係る水産業協同組合法第92条第1項において準用する同法第11条の14第1項ただし書及び第2項に基づく承認の申請について、同一の申請書にまとめて記載する場合には、申請の根拠規定とし

て、「水産業協同組合法第92条第1項において準用する同法第11条の14第1項ただし書及び同条第2項において準用する同条第1項ただし書」と記載する。また、この場合においては、同条第1項及び第2項に基づく申請のそれぞれについて、参考様式2-1-2を添付する。

理 由 書

(1) 自己資本の額及び信用供与等限度額

(単位：百万円)

自己資本の額 A	信用供与等限度額 $B = A \times 25\%$

(2) 同一人に対する信用の供与等の詳細

(単位：百万円、%)

信用の供与等を受ける者	
信用の供与等を受ける者の 事業の内容	
取引の概要	
信用の供与等の額 $C = D \text{ の合計} - E$	
各勘定科目の信用の供与等の 額 (控 除 前) D	
控 除 項 目 の 額 E	
信用供与等限度額を超過する 額 $F = C - B$	
自己資本の額に対する比率 F / A	
理 由	

(注) 記載要領

1. 信託業務を営む組合が元本補填付き金銭信託に係る信託契約を締結している場合には、組合勘定と元本補填付き金銭信託に係る信託勘定の合計を記載する。
2. 「自己資本の額」欄には、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「命令」という。）第15条第2項に定める自己資本の額（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「法」という。）第11条の14第2項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）による承認の申請の場合は、命令第18条第4項に定める自己資本の純合計額）を記載すること。なお、直近決算期末（直近が仮決算期末の場合は直近仮決算期末。以下同じ。）以降に自己資本額が大きく変動するような事案が生じている場合を除き、直近決算期末

の計数を欄外にその旨明記した上で用いることができる。

3. 「信用の供与等を受ける者」欄には、受信者グループに属する信用の供与等を受けている者の全てを記載する。
4. 「信用の供与等を受ける者の事業の内容」欄には、受信者グループに属する信用の供与等を受けている者の全てについて、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載する。
5. 「取引の概要」欄には、受信者グループに属する信用の供与等を受けている者との取引のうち主たるものの内容が分かるように記載する。

（記載例） ・〇〇に対する設備資金の融資

・〇〇の発行する第〇回普通社債（令和〇〇年〇月〇日償還）の保有

6. 「各勘定科目の信用の供与等の額（控除前）」欄には、以下の勘定科目毎に信用の供与等の額を記載する。

「買現先」（命令第 14 条第 1 項第 2 号）、「貸出金」（同項第 3 号）、「債務保証見返」（同条第 2 項）、「債務の保証」（平成 26 年金融庁・農林水産省告示第 12 号（以下「告示」という。）第 2 条）、「株式及び出資」（命令第 14 条第 3 項）、「預け金」（同条第 4 項第 1 号）、「債券貸借取引支払保証金」（同項第 2 号）、「買入手形」（同項第 3 号）、「買入金銭債権」（同項第 4 号）、「金銭の信託」（同項第 5 号）、「商品有価証券」（同項第 6 号）、「有価証券（社債等）」（同項第 7 号）、「外国為替」（同項第 8 号）、「その他資産」（同項第 9 号）、「コミットメント等」（告示第 3 条第 1 号）、「デリバティブ」（同条第 2 号）、「証券化エクスポージャーに該当するオフ・バランス取引」（同条第 3 号）

7. 「自己資本の額に対する比率」欄には、小数第 2 位（小数第 3 位以下を四捨五入）まで記載する。
8. 「理由」欄には、信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由、信用供与等限度額超過の解消に向けた今後の取組み（信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を策定しない場合にはその理由を含む。）等を具体的に記載する。

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第35条第1項の承認申請書
参考様式2-2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

〇〇の議決権の取得又は保有の承認申請書

〇〇の議決権の取得又は保有について、水産業協同組合法第17条の15第2項ただし書（水協法第87条の3第2項（同法第100条第1項において準用する場合を含む。））、第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

名 称				
本 店 所 在 地				
業 務 の 内 容				
会社の状況 (直近の決算期ベース)	(売 上 高) (総 資 産) (経 常 利 益) (資 本 金) (当 期 純 利 益)			
総株主等の議決権・ 保有議決権数の状況		届出事由発生前	届出事由発生直 後	承認申請日
	総株主等の議決権			
	保有議決権数			
	保有議決権割合			
起算日	年 月 日 ()			
議決権取得 (又は保有)の理由	(根拠条文：漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第〇〇条第〇〇項第〇〇号)			

基準議決権数を超過して取得 又は保有する議決権を期間 内に処分できない理由	
基準議決権数を超過して取得 又は保有する議決権の処分 の方針、処分予定時期	
その他参考となるべき事項	

（記載要領）

（注１）当該会社の「総株主等の議決権」の算定方法

原則、「定時株主総会等招集通知の受領時（以下「判明時」という。）に把握できる基準日時点の議決権の総数」を当該会社の「総株主等の議決権」とみなす。

なお、小規模上場会社等で招集通知に「総株主等の議決権」の記載が無い場合には、当該通知に記載のある「発行済株式等の総数」等を「総株主等の議決権」とみなして差し支えない（この場合において、表上の単位は株と読み替えるものとする。（注３）においても同じ。）。

（注２）「保有議決権数」「保有議決権割合」について

届出者と子会社の合計の保有議決権数を記入するものとする。保有議決権割合は、少数第３位以下を四捨五入し、少数第２位までの計数を記入すること。

（注３）保有議決権数の算定方法

判明時に有する当該会社の議決権の数とする。

なお、小規模上場会社で招集通知に「議決権」の記載が無い場合には、所有する「株式等の数」等を「議決権数」とみなして差し支えない。

（注４）「議決権取得（又は保有）の理由」について

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第34条第１項第６号から第８号までの事由による場合は「総株主等の議決権数の減少」として一括記載することで差し支えない。

（注５）「基準議決権数を超過して取得又は保有する議決権を期間内に処分できない理由」について

処分できない理由を記載することとし、その際、監督指針Ⅲ－４－７（１）①も参考とすること。

（注６）「基準議決権数を超過して取得又は保有する議決権の処分の方針、処分予定時期」について

例えば、売却等により処分できない原因となっている事象が解消する時期や、当該事象の解消後の処分の方針（市場売却等による処分、当該会社の自己引受け等）を記載すること（下記は例示であり、これらに限定されるものではない。）。

（記載例）・ 当該会社の事業再生計画が終了後（具体的な計画終了時期を記載）、１年以内に当該会社（あるいはスポンサーその他の第三者）に売却予定。

・ 当該会社の重要事項が公表された後、１年以内に市場売却等により処分予定。

（注７）「その他参考となるべき事項」について

事業再生計画等に基づく議決権の保有については、当該計画の進捗状況等（下表を参考）を記載すること。

	○年○月期 計画始期	○年○月		○年○月期 計画終期
		計画	実績（直近）	
売 上 高				
経 常 利 益				
当 期 純 利 益				
総 資 産				
資 本 金				

定款変更届出書（漁協）

参考様式 3－1①

番 号
年 月 日

〇〇〇知事 殿

住 所
〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇〇〇

定款変更届

令和 年 月 日開催の総会（又は総代会）において、定款変更の議決を行ったので、水産業協同組合法第48条第4項の規定に基づき、定款の変更を届け出ます。

（添付書類）

- 1 新旧条文の対照表
- 2 総会の議事録の謄本
- 3 新定款

定款変更届出書（信漁連）

参考様式 3－1②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○○

定款変更届

令和 年 月 日開催の総会（又は総代会）において、定款変更の議決を行ったので、水産業協同組合法第92条第3項において準用する同法第48条第4項の規定に基づき、定款の変更を届け出ます。

（添付書類）

- 1 新旧条文の対照表
- 2 総会の議事録の謄本
- 3 新定款

信用事業規程変更届出書（漁協）

参考様式 3－2①

番 号
年 月 日

〇〇〇知事 殿

住 所
〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇〇〇

信用事業規程変更届

水産業協同組合法第11条の5第4項の規定に基づき、信用事業規程の軽微な変更について届け出ます。

（添付書類）

- 1 新旧条文の対照表
- 2 総会議事録謄本
- 3 新信用事業規程

信用事業規程変更届出書（信漁連）

参考様式 3－2②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○○

信用事業規程変更届

水産業協同組合法第9 2条第1項において準用する同法第1 1条の5第4項の規定に基づき、信用事業規程の軽微な変更について届け出ます。

（添付書類）

- 1 新旧条文の対照表
- 2 総会議事録謄本
- 3 新信用事業規程

信用事業譲渡届出書（漁協）

参考様式 3－3①

番 号
年 月 日

〇〇〇知事 殿

住 所
〇〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇〇〇

信用事業の全部の譲渡の届出

水産業協同組合法第54条の2第7項の規定に基づき、届け出ます。

信用事業譲渡届出書（信漁連）

参考様式 3－3②

番 号
年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所
○○○信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 ○○○○

信用事業の全部の譲渡の届出書

水産業協同組合法第9 2条第3項において準用する同法第5 4条の2第7項の規定に基づき、届け出ます。

不祥事件等届出書

参考様式 3－4

文 書 番 号
年 月 日

金 融 庁 長 官 殿
農 林 水 産 大 臣 殿
都 道 府 県 知 事 殿

住 所
組 合 名
代表理事名

不 祥 事 件 等 届 出 書

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号）第51条第1項第17号の規定に基づき、別紙のとおり届け出ます。

（注）不祥事件等届出書の提出後、追加等すべき事項がある場合は、本様式を準用し、その旨（追加等）を表題に記載すること。

(別紙)

不祥事件等の概要(年 月 日)

1 都道府県名				2 組 合 名				3 当初報告		年 月 日	
4 発生した部門				5 不祥事件等の種類				6 届出書作成者の所属・氏名			
7 不祥事件等の 行われ	自 年 月 至 年 月 発覚 年 月 日 期間 年 月		8 経 過 概 要								
9 当 事 者	ア 職種(管理・一般・臨時) 役職名			イ 姓 名		ウ 性別	エ 年齢	オ 組合等(前身団 体を含む。)の 在職年数		カ 性行、私的環 境、その他	
10 原 因 動 機			11 利用した 手口			12 隠ぺいのため に特に取った と思われる手 段					
13 発 覚 ま た は 表 面 化 の 時 期 等	ア 発覚または表面 化の年月日		ウ 不祥事件等の発生から発覚までの期間における行政検査、連合会監査、監事監査、内部監査の実施状況								
			行政庁検査		連合会監査		監事監査		内部監査		
	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日				
	イ 発生からアまでの 期間										
	年 月										
14 発 覚 の 端 緒 (該当に○印)		ア 行政庁の検査		イ 連合会監査		ウ 監事監査		エ 内部監査		オ 警察の調査	
		カ 利用者からの問合せ		キ 投書・電話		ク 役職員の発見		ケ その他 ()			
15 事 件 後 措 置 等	組合 の と っ た 措 置					16 被 害 状 況	被害額 (A)	補てん額または 補てん見込み額 (B)		実被害額 (A) - (B)	
	(ア) 警察への連絡の有無 (該当に○印)		有 ・ 無				千円	当事者	千円	千円	
	(イ) 当事者に対する処分			(ウ) その他				親 戚			
								保証人			
								役 員			
								職 員			
(エ) 該 司 法 法 院 に ○ 印	告訴	有 ・ 無		起訴	年 月						
判決	有罪 ・ 無罪		判決	年 月							
罪名					計						

1 7 不祥事件等が防げなかった管理上の問題点

--

1 8 再発防止策等

(ア) 講じた 再発防 止策	
(イ) 講じる 再発防 止策	
(ウ) 上記再 発防止 策の履 行状況 を確認 するた めの手 段	(再発防止策の履行状況をチェックするけん制体制を具体的に記入。再発の場合、前回の再発防止策の履行状況についても記入する。)

(注) この届出書は、不祥事件の発覚した日から1か月以内にできるだけ速やかに報告し、一度報告した不祥事件等であっても「1 5 事件後措置等」～「1 8 再発防止策等」が未確定のものは、確定次第速やかに再度報告する。

信託兼営不詳事件等届出書

参考様式 3-5

文 書 番 号
年 月 日

都道府県知事 殿
金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

住 所
組合(信漁連)名
代 表 理 事 名

届 出 書

標記について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第12条の2の規定に基づき下記のとおり届出いたします。

該当条文		
信託業務の取扱営業所又は代理店名		
行為者 (注1)	氏名	
	職名	
	年齢	歳
	学歴	
	採用年月日	年 月 日
概要		
発生期間		年 月 日～ 年 月 日(年 か月)
紛失した有価物の額(4号該当の場合)		千円
当該行為による損害金額(累計金額)		千円(千円)
	金融機関又は代理店による負担額	千円(うち、代理店負担額 千円)
	信託財産における差引実損見込額	千円
発覚の端緒		
信託受益者等への説明の状況		
事後措置又は要改善事項		
人事処分内容(注2)		

(注1) 当該届出が代理店における行為により為される場合には記載不要。

(注2) 信託兼営金融機関における人事処分をいう。

劣後特約付借入金の受入れ（変更）届出書

参考様式 3－6

文 書 番 号
年 月 日

金 融 庁 長 官 殿
農 林 水 産 大 臣 殿
都 道 府 県 知 事 殿

住 所
組 合 名
代表理事名

劣後特約付借入金の受入れ（変更）届出書

劣後特約付借入金を受け入れることとしたので（既往分の変更をすることとしたので）、下記のとおり届けます。

記

調 達 （ 変 更 ） 理 由					
調 達 （ 変 更 ） 予 定 日		年 月 日			
調達総額（円貨換算額）		（百万円）			
調 達 先					
調 達 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日（ 年 か月）			
調 達 金 利		%（変動（連動）又は固定の別を記載）			
自己資本比率の推移		調 達 直 前 期 （ / 期） %	調 達 実 行 期 （ / 期） %	調達実行翌期 （ / 期） %	
本件受入れ （変更）後 の残高		期限付劣後特約付借入金		永久劣後特約付借入金	
	通 貨 別	円 貨 建	外 貨 （ ） 建	円 貨 建	外 貨 （ ） 建
	残 高				
そ の 他 の 参 考 事 項					

（注） 1. 契約書案を添付する。

2. 当初届出事項を変更しようとする場合には、当初届出書の写しを添付する。

3. 「本件受入れ（変更）後の残高」欄は、百万通貨単位とし、外貨建てについては通貨を明示し、通貨ごとに記載する。

基準議決権数超過届出書

参考様式 3-7

文 書 番 号
年 月 日

金 融 庁 長 官 殿
農 林 水 産 大 臣 殿
都 道 府 県 知 事 殿

組合（連合会）名：
代表理事名：
担当者（連絡先）：

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項第7号の規定に基づく届出書

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項第7号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基準日 令和 年 月 日

2. 届出内容

証 券 コード	銘柄名	令和〇〇年 1 2 月末における保有状況						翌年度中に基準議決 権数を超過して保有し ようとする議決権数	
		保有する議決権数						議決権数	
		(A + B)		うち、命令第34条第10 号に基づく議決権数		うち、(A)以外 の 議 決 権 数			
		率 (%)	(A)	率 (%)	(B)	率 (%)		率 (%)	

(注) 1. 「率」とは、総株主等の議決権数に占める当該議決権数の割合をいう。総株主等の議決権数については、会社情報、四季報等により一般に入手できる資料に基づくもので差し支えない。

2. 「(A) 以外の議決権数」とは、貸借対照表に計上しているもの及び元本補てん付き信託に基づく議決権数をいう。

基準議決権数超過解消届出書

参考様式 3-8

文 書 番 号
年 月 日

金 融 庁 長 官 殿
農 林 水 産 大 臣 殿
都 道 府 県 知 事 殿

組合（連合会）名：
代表理事名：
担当者（連絡先）：

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項第8号の規定に基づく届出書

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第51条第1項第8号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基準日 年 月 日

2. 届出内容

証券 コード	銘柄名	前回承認届出時の保有 予 定 議 決 権 数			令和〇〇年 3 月末における保有状況							
		議 決 権 数	承 認 期 限 等	保有する議決権数（A＋B）						保 有 し な く な っ た 日		
				うち、命令第34 条第10号に基 づく議決権数 （A）		うち、(A)以外 の 議 決 権 数 （B）						
				率 (%)		率 (%)		率 (%)				

（注）1. 「承認期限等」とは、承認期限又は当該国内の会社の議決権数をその基準議決権数を超えて取得してから1年を経過する日をいう。

2. 「率」とは、総株主等の議決権数に占める当該議決権数の割合をいう。総株主等の議決権数については、会社情報、四季報等により一般に入手できる資料に基づくもので差し支えない。

3. 「（A）以外の議決権数」とは、貸借対照表に計上しているもの及び元本補てん付き信託に基づく議決権数をいう。

4. 「保有しなくなった日」とは、当該国内の会社の議決権数をその基準議決権数を超える部分の議決権数を保有しなくなった日をいう。なお、法第17条の15第2項ただし書（法第87条の4第2項（法第100条第1項において準用する場合を含む。）及び第96条第1項において準用する場合を含む。）の承認を受けている銘柄については記載不要。

特定信用事業代理業の許可

参考様式 4 - 1

(第 1 面)

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

主たる営業所等の所在地

商号又は名称

氏名

(法人にあつては、代表者の氏名)

特定信用事業代理業に係る許可申請書

水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第 52 条の 37 第 1 項の規定により許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(注) 添付書類

- 1 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる事項を記載した書面
- 2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出）
- 3 履歴書（申請者が個人であるときに提出）
- 4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下参考様式 4 - 1 において同じ。）又はこれに代わる書面（申請者が個人であるときに提出）
- 5 信用事業命令第 50 条の 7 第 4 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出）
- 6 申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）
- 7 申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）

- 8 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出）
- 9 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）
- 10 信用事業命令第 50 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）
- 11 役員が信用事業命令第 50 条の 7 第 4 号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）
- 12 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合には、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）
- 13 当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）
- 14 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る委託契約書の案
- 15 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（特定信用事業代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）
- 16 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る信用事業命令別紙様式第 1 号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）
- 17 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）
- 18 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第 396 条第 1 項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
- 19 特定信用事業代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 20 所属組合が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する書面
- 21 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び特定信用事業代理業に関する組織図を記載した書面
- 22 他に業務を行うときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 23 特定信用事業代理業の運営に関する内部規則等
- 24 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯

カメラの設置状況、警備状況を含む。)並びに当該営業所又は当該事務所で行う
特定信用事業代理業の業務運営を指揮する所属組合の事業所の名称を記載した
書面

25 特定信用事業代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合に
あつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主
総会に準ずる機関において必要な手続があつたことを証する書面

26 その他準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべ
き事項を記載した書面

27 登録免許税納付書

(第2面)

1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり
3. 特定信用事業代理業を行う 営業所又は事務所の名称及 び所在地	別添2 (第4面) のとおり
4. 所 属 組 合 の 名 称	
5. 他 に 営 む 業 務 の 種 類	別添3 (第5面) のとおり

(記載上の注意)

- 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」
 - (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
 - (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称があるときは、氏名に()書きで併せて記載すること
- 2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う水協法第106条第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること
また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること
- 3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第50条の9別表第2の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類(正・副各1部)を提出すること

(第3面)

(別添1：役員の氏名)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

氏 名	役 職 名

(第4面)

(別添2：特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

【 所属組合名 】

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	資金の貸付け を内容とする 契約の締結		貯金又は定期 積金の受入れ を内容とする 契約の締結		手形の割引を 内容とする契 約の締結		為替取引を内容 とする契約の締 結		取り扱う業務の内容
		代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	
(主たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										

(注意事項)

- 1 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の「名称」及び「所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること
- 2 「代理」及び「媒介」には、該当する箇所に○印を、該当しない箇所に×印を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること
例えば、主たる営業所又は事務所で、貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理を行うときは、該当する箇所に○印を入れ、該当しない箇所に×印を入れること
- 3 「取り扱う業務の内容」には、特定信用事業代理業として行う具体的な業務の内容を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること。具体的な業務の内容として、例えば、「貯金担保貸出の媒介に限る。」という業務であっても、「貯金の種類」として「円貨、外貨」の区分毎に「当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、定期積金、譲渡性貯金」の別を、「貸付の相手方」として「消費者、事業者」の別を、「貸付けに係る資金の用途」として特定の用途がある場合は当該用途「生活費、住宅購入資金、自動車購入資金、教育費など」の別を、用途が特定されないものについてはその旨を記載すること
- 4 所属組合が二以上あるときは、紙面を替えるなど区別すること

(第5面)

(別添3：他に営む業務の種類)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

特定信用事業代理業の再受託の許可

参考様式 4－2

(第 1 面)

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

主たる営業所等の所在地

商号又は名称

氏名

(法人にあっては、代表者の氏名)

特定信用事業代理業に係る再受託許可申請書

水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 37 第 1 項の規定により特定信用事業代理業の再受託に関する許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(注) 添付書類

- 1 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「信用事業命令」という。）
第 50 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる事項を記載した書面
- 2 定款及び登記事項証明書（申請者が法人であるときに提出）
- 3 履歴書（申請者が個人であるときに提出）
- 4 住民票の抄本（申請者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下参考様式 4－2 において同じ。）又はこれに代わる書面（申請者が個人であるときに提出）
- 5 信用事業命令第 50 条の 7 第 4 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が個人であるときに提出）
- 6 申請者が他の法人の常務に従事する場合には、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）
- 7 申請者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等及び当該法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が個人であるときに提出）

- 8 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の履歴書（申請者が法人であるときに提出）
- 9 役員（国内の営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書を含む。）又はこれに代わる書面（申請者が法人であるときに提出）
- 10 信用事業命令第 50 条の 7 第 5 号に該当しないことを誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）
- 11 役員が信用事業命令第 50 条の 7 第 4 号に該当しないものであることを当該役員が誓約する書面（申請者が法人であるときに提出）
- 12 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合には、当該役員の氏名又は商号若しくは名称、当該他の法人又は事務所の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）
- 13 当該法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人の親法人等の子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称及び業務の種類を記載した書面（申請者が法人であるときに提出）
- 14 特定信用事業代理業再委託者の再委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該特定信用事業代理業再委託者との間の特定信用事業代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該特定信用事業代理業再委託者が当該再委託について所属組合の許諾を得たことを当該所属組合が誓約する書面
- 15 特定信用事業代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（特定信用事業代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）
- 16 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る信用事業命令別紙様式第 1 号により作成された財産に関する調書（申請者が個人であるときに提出）
- 17 許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）（申請者が法人であるときに提出）
- 18 会計監査人設置会社である場合には、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会社法第 396 条第 1 項に規定する会計監査報告の内容を記載した書面
- 19 特定信用事業代理業開始後三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面
- 20 所属組合又は特定信用事業代理業再委託者が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る信用事業命令第 50 条の 4 第 1 項第 6 号及び第 7 号に規定する書面
- 21 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制

- 及び特定信用事業代理業に関する組織図を記載した書面
- 22 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 23 特定信用事業代理業の運営に関する内部規則等
- 24 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で行う特定信用事業代理業の業務運営を指揮する所属組合の事務所の名称を記載した書面
- 25 特定信用事業代理業に係る業務が定款の事業目的に定められていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録又は株主総会に準ずる機関において必要な手続があったことを証する書面
- 26 その他準用銀行法第52条の38第1項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 27 特定信用事業代理業者が、特定信用事業代理業の許可と同時に特定信用事業代理業の再委託の許可を申請する場合には、参考様式4－1の添付書類「14 所属組合の委託を受けて特定信用事業代理業を行うときは、当該所属組合との間の特定信用事業代理業に係る委託契約書の案」等の必要と認められる書面
- 28 登録免許税納付書

(第2面)

1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員 の 氏 名	別添1 (第3面) のとおり
3. 特定信用事業代理業を行う 営業所又は事務所の名称及 び所在地	別添2 (第4面) のとおり
4. 所 属 組 合 の 名 称	
5. 他 に 営 む 業 務 の 種 類	別添3 (第5面) のとおり
6. 特定信用事業代理業再委託 者の商号、名称又は氏名及 び主たる営業所又は事務所 の所在地	別添4 (第6面) のとおり

(記載上の注意)

- 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員 の 氏 名」
 - (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
 - (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称があるときは、氏名に()書きで併せて記載すること
- 2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う水協法第106条第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること
また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること
- 3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第50条の9別表第2の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類(正・副各1部)を提出すること

(第3面)

(別添1：役員の氏名)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

氏 名	役 職 名

(第4面)

(別添2：特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地)

商号、名称又は氏名

【 所属組合名 】

【 特定信用事業代理業再委託者名 】

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	資金の貸付け の受入れを内 容とする契約 の締結		貯金又は定期 積金の受入れ を内容とする 契約の締結		手形の割引を内 容とする契約の 締結		為替取引を内 容とする契約 の締結		取り扱う業務の内容
		代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	代理	媒介	
(主たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										
(従たる営業所又は事務所)										

(注意事項)

- 1 特定信用事業代理業を行う営業所又は事務所の「名称」及び「所在地」には、主たる営業所又は事務所及びその他の営業所又は事務所をそれぞれ区分して記載すること
- 2 「代理」及び「媒介」には、該当する箇所に○印を、該当しない箇所に×印を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること
例えば、主たる営業所又は事務所で、貯金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理を行うときは、該当する箇所に○印を入れ、該当しない箇所に×印を入れること
- 3 「取り扱う業務の内容」には、特定信用事業代理業として行う具体的な業務の内容を記載し、委託契約書案（又は委託契約書）と一致させること。具体的な業務の内容として、例えば、「貯金担保貸出の媒介に限る。」という業務であっても、「貯金の種類」として「円貨、外貨」の区分毎に「当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、定期積金、譲渡性貯金」の別を、「貸付の相手方」として「消費者、事業者」の別を、「貸付けに係る資金の用途」として特定の用途がある場合は当該用途「生活費、住宅購入資金、自動車購入資金、教育費など」の別を、用途が特定されないものについてはその旨を記載すること
- 4 所属組合が二以上あるときは、紙面を替えるなど区別すること

(第5面)

(別添3：他に営む業務の種類)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

他に営む業務の種類

(注意事項)

「他に営む業務の種類」の事業の種類は、現に営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

(第6面)

(別添4：特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地)

商号、名称又は氏名

(年 月 日現在)

1. 商号、名称又は氏名	
2. 役員 の 氏名	
3. 特定信用事業代理業を行う 営業所又は事務所の名称及び所在地	
4. 所属組合の名称	
5. 他に営む業務の種類	

(記載上の注意)

- 1 「1. 商号、名称又は氏名」、「2. 役員の氏名」
 - (1) 「1. 商号、名称又は氏名」に法人は商号又は名称を記載し、個人は氏名を記載すること
 - (2) 「1. 商号、名称又は氏名」に個人は商号登記をしているときはその商号を、商号登記をしていないときは屋号等の名称を記載すること
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称があるときは、氏名に()書きで併せて記載すること
- 2 「4. 所属組合の名称」には、特定信用事業代理業者が行う水協法第106条第2項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替行為を行う組合名を記載することとし、委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること
また、所属組合が二以上あるときは、それぞれの委託契約書案(又は委託契約書)と一致させること
- 3 上記の各項目に変更があったときは、信用事業命令第50条の9別表第2の届出事項に従い、変更届出書、本様式により作成した変更後の各項目を記載した書面及び同表に規定する添付書類(正・副各1部)を提出すること

兼業の承認
参考様式 4－3

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

兼 業 承 認 申 請 書

新たに他の業務を営みたく、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の42第 1 項の規定に基づき、兼業の承認を申請いたします。

(注) 添付書類

- 1 参考様式 4－3 ②
- 2 兼業業務の内容及び方法を記載した書面
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書面

参考様式 4－3②

新 た に 営 む 業 務 の 種 類	
理 由	

(注) 記載要領

「新たに営む業務の種類」欄は、新たに営む事業が属する「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類 J－金融業，保険業に属する場合にあっては細分類）により記載すること

変更の届出（商号、名称又は氏名）

参考様式 4－4－1

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

商号（名称又は氏名）の変更届出書

商号（名称又は氏名）を変更いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商号、名称又は氏名	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日（ ）	
理 由		

（注）添付書類

法人であるときは、変更後の定款及び株主総会の議事録

変更の届出（役員の変更）

参考様式 4-4-2

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

役員の変更届出書

役員の就任（退任）がありましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

役員の氏名及び役職名	
就任（退任）年月日	年 月 日（ ）
理 由	

（注）添付書類

- 1 就任する役員に係る履歴書
- 2 就任する役員に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面
- 3 就任する役員に係る漁業協同組合等の信用事業に関する命令第 50 条の 7 第 4 号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

変更の届出（特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所の設置）

参考様式 4-4-3

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業を行う営業所等の設置届出書

特定信用事業代理業を行う営業所等を設置いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第 1 項に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

設置した営業所等の名称	
所在地	
設置した営業所等で行う特定信用事業代理業の業務の内容	
営業開始年月日	年 月 日 ()
休日	
理由	

(注) 1 記載要領

「設置した営業所等で行う特定信用事業代理業の業務の内容」欄に所属組合の名称を記載すること

2 添付書類

- ① 設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面
- ② 設置した営業所等の付近見取図（近隣に所属組合がある場合には、その距離を記載したもの。）
- ③ 設置した営業所等の間取図（防犯カメラ、警備状況等の整備状況の記載を含む。）
- ④ 顧客情報管理体制及び顧客の財産と特定信用事業代理業者の財産の分別管理体制を記載した書面

変更の届出（特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所の所在地の変更）

参考様式 4－4－4

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

特定信用事業代理業を行う営業所等の所在地の変更届出書

特定信用事業代理業を行う営業所等の所在地を変更しましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

営 業 所 等 の 名 称		
所 在 地	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年	月 日	年 月 日 ()
休	日	
理	由	

変更の届出（特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所の名称の変更）

参考様式 4－4－5

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業を行う営業所等の名称の変更届出書

特定信用事業代理業を行う営業所等の名称を変更いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 52 条の 39 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

営業所等の名称	変更後	
	変更前	
所在地		
変更年月日	年 月 日 ()	
理由		

変更の届出（特定信用事業代理業を行う営業所又は事業所の廃止）

参考様式 4－4－6

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業を行う営業所等の廃止届出書

特定信用事業代理業を行う営業所等を廃止いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃止した営業所等の名称	
所在地	
廃止年月日	年 月 日 ()
理由	

(注) 添付書類

- 1 廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 2 廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

変更の届出（新たに所属組合から委託を受けることとなった場合）

参考様式 4-4-7-1

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属組合に係る変更届出書

新たに所属組合から委託を受けることとなりましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当該所属組合の名称	
当該委託を受けて特定信用事業代理業を行う営業所等の名称	
当該委託を受けて特定信用事業代理業を行う営業所等の所在地	
当該営業所等で行う特定信用事業代理業の業務の種類	
当該委託を受けた業務を開始する年月日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 添付書類

当該委託契約書の写し

変更の届出（新たに特定信用事業代理業再委託者から再委託を受けることとなった場合）

参考様式 4－4－7－2

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属組合に係る変更届出書

新たに特定信用事業代理業再委託者から特定信用事業代理業の再委託を受けることとなりましたので、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第1項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

所 属 組 合 の 名 称	
当該特定信用事業代理業再委託者の商号、名称又は氏名	
当該特定信用事業代理業を行う営業所等の名称	
当該特定信用事業代理業を行う営業所等の所在地	
当該営業所等で行う特定信用事業代理業の業務の種類	
当該再委託を受けた業務を開始する年月日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 添付書類

当該再委託に係る委託契約書の写し

変更の届出（所属組合から委託を受けなくなった場合）

参考様式 4－4－7－3

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属組合に係る変更届出書

所属組合から委託を受けなくなりましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

当 該 所 属 組 合 の 名 称	
当該所属組合のために特定信用事業代理業を行っていた営業所等の名称	
当該所属組合のために特定信用事業代理業を行っていた営業所等の所在地	
業 務 廃 止 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 添付書類

- 1 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 2 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

変更の届出（特定信用事業代理業再委託者からの再委託を受けなくなった場合）

参考様式 4－4－7－4

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所 属 組 合 に 係 る 変 更 届 出 書

特定信用事業代理業者からの特定信用事業代理業の再委託を受けなくなりましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

所 属 組 合 の 名 称	
所属組合のために特定信用事業代理業を行っていた営業所等の名称	
所属組合のために特定信用事業代理業を行っていた営業所等の所在地	
当該特定信用事業代理業再委託者の商号等	
業 務 廃 止 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 添付書類

- 1 業務廃止までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 2 業務廃止後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

変更の届出（他に営む業務の種類の変更）

参考様式 4－4－8

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

他に営む業務の種類の変更届出書

他に営む業務の種類を変更いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

開始（廃止）した業務の種類	
開始（廃止）年月日	年 月 日（ ）
理由	

（注）添付書類

業務を開始する場合にあたっては、当該業務の内容及び方法を記載した書面

変更の届出（特定信用事業代理業者の業務の内容及び方法の変更）

参考様式 4－4－9

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

業務の内容及び方法の変更届出書

業務の内容及び方法について変更いたしますので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の39第 2 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()	
理	由	

(注) 添付書類

- 1 変更後の特定信用事業代理業の業務の内容及び方法を記載した書面
- 2 特定信用事業代理業の業務の内容及び方法を記載した書面の変更箇所の新旧対照表

廃業等の届出（特定信用事業代理業の廃業）

参考様式 4－5－1

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の52第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

廃業年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 添付書類

- 1 法人であるときは、特定信用事業代理業を廃止することを決定した株主総会の議事録
- 2 廃業までの日程を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）
- 3 廃業後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

廃業等の届出（会社分割（吸収分割）による特定信用事業代理業の全部承継）
参考様式 4－5－2

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の52第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

承 継 先 の 商 号	
吸 収 分 割 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

（注）添付書類

- 1 吸収分割契約の内容を記載した書面
- 2 吸収分割承継会社の登記事項証明書
- 3 特定信用事業代理業の全部を承継させることを決定した株主総会又は取締役会の議事録
- 4 会社分割の手続を記載した書面

廃業等の届出（特定信用事業代理業の全部譲渡）

参考様式 4－5－3

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地

商号、名称又は氏名

代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の52第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

譲 渡 先 の 商 号 又 は 名 称	
譲 渡 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

（注）添付書類

- 1 譲渡契約書
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 特定信用事業代理業の全部を譲渡することを決定した株主総会又は取締役会の議事録
- 4 事業譲渡の手続を記載した書面

廃業等の届出（特定信用事業代理業者である個人の死亡）

参考様式 4－5－4

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住 所

氏 名

相続人の氏名

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の52第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

死 亡 年 月 日	年 月 日 ()
-----------	-----------

(注) 添付書類

- 1 当該特定信用事業代理業者である個人の除籍簿の謄本
- 2 当該特定信用事業代理業者である個人が死亡した後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

廃業等の届出（特定信用事業代理業者である法人の合併による消滅）

参考様式 4－5－5

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地

商号又は名称

代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の52第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

合併の相手方の商号又は名称	
合 併 年 月 日	年 月 日 ()
合 併 の 方 法	
理 由	

（注）添付書類

- 1 合併契約書
- 2 法人の登記事項証明書
- 3 合併することを決定した株主総会又は取締役会の議事録
- 4 合併の手続を記載した書面

廃業等の届出（特定信用事業代理業者である法人の破産）

参考様式 4－5－6

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地

商号又は名称

代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の52第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

破産手続開始の申立てを行った年月日	年 月 日（ ）
破産手続開始の決定を受けた年月日	年 月 日（ ）

（注）添付書類

- 1 裁判所が破産管財人を選定したことを証する書面
- 2 破産手続開始の決定後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

廃業等の届出（特定信用事業代理業者である法人の解散）

参考様式 4-5-7

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

特定信用事業代理業の廃業届出書

特定信用事業代理業を廃業いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第52条の52第 1 項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

解 散 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 添付書類

- 1 清算人に係る登記事項証明書
- 2 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）

業務開始
参考様式 4－6

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

業 務 開 始 届 出 書

特定信用事業代理業の業務を○○年○○月○○日(○)に開始いたしましたので、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第53条第4項の規定に基づきお届けいたします。

定款変更
参考様式 4-7

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

定 款 変 更 届 出 書

定款を変更いたしましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 日	年 月 日 ()	
理 由		

(注) 変更後の定款(写)を添付すること

委託契約書（再委託契約書）の変更

参考様式 4－8

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿

農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

委託契約書の変更届出書

特定信用事業代理業に係る委託契約書（再委託契約書）を変更しましたので、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 3 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 日	年 月 日 ()	
理 由		

(注) 変更後の委託契約書又は再委託契約書（写）を添付すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、新たに他の法人の常務に従事した場合）（半期分届出用）

参考様式 4－9－1

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式 4－9－1 の 2）を作成し、個別表（参考様式 4－9－1 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

参考様式 4－9－1 の 2

兼職状況の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号、名称又は氏名				
番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる営業所 等の所在地	変更年月日	理由

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること。

参考様式 4－9－1 の 3

当 該 他 の 法 人 の 商 号 又 は 名 称	
当 該 他 の 法 人 の 主 た る 営 業 所 等 の 所 在 地	
業 務 の 種 類	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 記載要領

申請者が法人である場合には、「業務の種類」欄の次に「新たに常務に従事した役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人に従事した役員の氏名を記載すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、他の法人の常務に従事しなくなった場合）（半期分届出用）
参考様式 4－9－2

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

-
- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式 4－9－2 の 2）を作成し、個別表（参考様式 4－9－2 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

参考様式 4－9－2 の 2

兼職状況の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号、名称又は氏名				
番号	当該他の法人の 商号又は名称	当該他の法人の主たる営業所等 の所在地	変更年月日	理由

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

参考様式 4－9－2 の 3

当 該 他 の 法 人 の 商 号 又 は 名 称	
当 該 他 の 法 人 の 主 た る 営 業 所 等 の 所 在 地	
業 務 の 種 類	
変 更 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

(注) 記載要領

申請者が法人である場合には、「当該他の法人の主たる営業所等の所在地」欄の次に「当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名」欄を設けて、当該他の法人の常務に従事しなくなった役員の氏名を記載すること。

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人又は特定信用事業代理業者である法人の役員が、現在常務に従事している他の法人の商号又は名称、主たる営業所等の所在地及び業務の種類に変更があった場合）（半期分届出用）

参考様式 4－9－3

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

兼職状況の変更に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式 4－9－3 の 2）を作成し、個別表（参考様式 4－9－3 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

参考様式 4－9－3 の 2

兼職状況の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号、名称又は氏名

番号	当該他の法人の 商号又は名称	変更事項	変更年月日	理由

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

参考様式４－９－３の３

当該他の法人の商号又は名称		
変更事項	変更後	
	変更前	
変更年 月 日		年 月 日 ()
理 由		

変更の届出（特定信用事業代理業者である個人が、総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等又は当該法人等の子法人等の変更）（半期分届出用）

参考様式 4－10

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所または所在地
商号、名称又は氏名

総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る届出書
(年度 半期分)

標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 50 条の 31 第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式 4－10 の 2）を作成し、個別表（参考様式 4－10 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

参考様式 4－10の 2

総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等の変更に係る届出書 総括表
(年度 半期分)

氏名					
番号	当該法人等の 商号又は名称	当該法人等の主たる 営業所等の所在地	変更事項	変更年月日	理由

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

参考様式 4－10の3

当 該 法 人 等 の 商 号 又 は 名 称		
変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
当 該 法 人 等 の 主 た る 営 業 所 等 の 所 在 地		
当 該 法 人 等 の 代 表 者 の 氏 名 又 は 商 号 若 し く は 名 称		
当 該 法 人 等 の 業 務 の 内 容		
変 更 年 月 日		年 月 日 ()
理 由		

(注) 記載要領

- 1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること
- 2 新たに総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）とした（総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等）でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の子法人等、当該法人の親法人等又は当該法人等の親法人等の子法人等の変更）（半期分届出用）

参考様式 4－1 1

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

子法人等に係る変更届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第53条第4項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の31第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式 4－1 1 の 2）を作成し、個別表（参考様式 4－1 1 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

参考様式 4－1 1 の 2

子法人等に係る変更届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号又は名称					
番号	当該法人等の 商号又は名称	当該法人等の主たる 営業所等の所在地	変更事項	変更年月日	理由

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

参考様式４－１１の３

当 該 法 人 等 の 商 号 又 は 名 称		
変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
当 該 法 人 等 の 主 た る 営 業 所 の 所 在 地		
当 該 法 人 等 の 代 表 者 の 氏 名 又 は 商 号 若 し く は 名 称		
当 該 法 人 等 の 業 務 の 内 容		
変 更 年 月 日		年 月 日 ()
理 由		

(注) 記載要領

- 1 「変更事項」欄には、当該法人等の商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地、代表者の氏名又は商号若しくは名称、又は業務の内容を変更した際、当該変更事項について記載すること
- 2 新たに子法人等とした（子法人等でなくなった）旨の届出の場合は、「変更事項」欄を削り、「理由」欄を「子法人等とした（子法人等でなくなった）理由及び事由」欄に改めて記載すること

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）（半期分届出用）

参考様式 4－1 2－1

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

役員が新たに行う事業に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第53条第4項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の31第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式 4－1 2－1 の 2）を作成し、個別表（参考様式 4－1 2－1 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

参考様式 4－1 2－1 の 2

役員が新たに行う事業に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号又は名称				
番号	当該事務所の名称	主たる事務所の所在地	開始年月日	理由

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

参考様式４－１２－１の３

当 該 事 務 所 の 名 称	
主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
新 た に 行 う 事 業 の 種 類	
役 員 の 氏 名	
開 始 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）（半期分届出用）

参考様式 4－1 2－2

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

役員が行う事業の廃止に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第53条第4項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の31第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式 4－1 2－2 の 2）を作成し、個別表（参考様式 4－1 2－2 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

参考様式 4－1 2－2 の 2

役員が行う事業の廃止に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号又は名称

番号	当該事務所の名称	主たる事務所の所在地	廃止年月日	理由

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

参考様式４－１２－２の３

当 該 事 務 所 の 名 称	
主 た る 事 務 所 の 所 在 地	
役 員 の 氏 名	
廃 止 し た 事 業 の 種 類	
廃 止 年 月 日	年 月 日 ()
理 由	

変更の届出（特定信用事業代理業者である法人の役員が行っている事業の変更）（半期分届出用）

参考様式 4－1 2－3

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

役員が行う事業の変更に係る届出書（ 年度 半期分）

標記のことについて、水産業協同組合法第108条において読み替えて準用する銀行法第53条第4項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第50条の31第1項第2号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- (注) 1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（参考様式 4－1 2－3 の 2）を作成し、個別表（参考様式 4－1 2－3 の 3）も添付すること
2 不必要な文字は削除のうえ作成すること

参考様式 4－1 2－3 の 2

役員が行う事業の変更に係る届出書 総括表（ 年度 半期分）

商号又は名称

番号	当該事務所の名称	変更事項	変更年月日	理由

(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること

参考様式４－１２－３の３

当 該 事 務 所 の 名 称		
変 更 の 内 容	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日		年 月 日 ()
理 由		

不祥事件等
参考様式 4-13

年 月 日

財務(支)局長 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿

住所又は所在地
商号、名称又は氏名
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

不祥事件等届出書

標記のことについて、水産業協同組合法第 108 条において読み替えて準用する銀行法第 53 条第 4 項及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（以下「信用事業命令」という。）第 50 条の 31 第 1 項第 4 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。

○

- (注) 1 不祥事件等届出書の提出後、追加等すべき事項がある場合は本様式を準用し、その旨（追加等）を表題に記載すること
- 2 別紙は、信用事業命令第 50 条の 31 第 4 項第 1 号及び第 2 号に係るものについては参考様式 4-9②により、同項第 4 号に係るものについては参考様式 4-9③により、同項第 3 号及び第 5 号に係るものについては参考様式 4-9②または 4-9③を適宜準用して届け出るものとする

参考様式 4-13②

商 号 、 名 称 又 は 氏 名		
所 属 組 合 名		
事 故 発 生 営 業 所 名		
事 故 者	氏 名	
	職 名	
	年 齢	歳
	入 社 年 月 日	年 月 日
	当 社 で の 職 歴	
事 件 の 概 要		
不祥事件等届出書の該当条項		
発 覚 年 月 日		年 月 日 ()
発 生 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日 (年 か月間)
事 故 金 額 (累 計 事 故 金 額)		千円 (千円)
実 損 見 込 額		千円
発 覚 の 端 緒		
発 生 要 因 分 析		
事 後 措 置 又 は 要 改 善 事 項		
人 事 処 分 内 容		

参考様式 4－13③

商 号 、 名 称 又 は 氏 名	
所 属 組 合 名	
事 故 発 生 営 業 所 名	
事 故 の 区 分	
事 故 の 概 要	
不祥事件等届出書の該当条項	
発 覚 年 月 日	年 月 日 ()
発 生 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 か月間)
事 故 金 額 (累 計 事 故 金 額)	千円 (千円)
実 損 見 込 額	千円
発 覚 の 端 緒	
発 生 要 因 分 析	
事 後 措 置 又 は 要 改 善 事 項	

- (注) 1 「事故の区分」欄には「現金の紛失」等の別を記載すること
2 人事処分がある場合は、「事後措置又は要改善事項」欄の次に「人事処分内容」欄を設け記載すること

参考様式 4－14

特定信用事業代理業者の状況

令和 年 月 日現在
財務（支）局

農林水産大臣

許可 番号	特定信用 事業代理 業者名	許可年 月 日	許可失効 年 月 日	主たる営業所 又は事務所の 所在地等	営業 所数等	電話 番号	法人 又は 個人 の別	所属 組合 名	特定信用事業代理業務の内容							他業の 種類	備考
									預 金 等	当取 座扱 預い 金の	資貸 金付 のけ 等	消貸 費付 向け 等	事貸 業付 向け 等	与の 信取 審扱 査い	為 替 取 引		

（記載上の注意）

1. 「許可失効年月日」欄には、許可の効力を失った年月日を記載すること。
2. 「営業所数等」欄には、特定信用事業代理業を行う営業所数等を記載すること。
3. 特定信用事業代理業務の内容については、◎代理及び媒介 ○代理のみ △媒介のみを記載すること。「当座預金の取扱い」、「消費向け貸付け等」、「事業向け貸付け等」、「与信審査の取扱い」欄には、該当する項目に○を記載すること。
4. 「他業の種類」欄には、主な他業の種類を記載すること。
5. 「備考」欄には、他の財務局からの移管の状況、廃業、許可取消しの事由、再委託者名など、その他監督上の参考事項を記載すること。
6. 前回報告からの変更点については、網掛けとし「備考」欄に変更点及び変更日を記載すること。

特定信用事業代理業に関する報告書の縦覧
参考様式 4－15

特定信用事業代理業に関する報告書縦覧申請書

年 月 日

〇〇財務（支）局長 〇〇〇〇 殿
農林水産大臣 〇〇〇〇 殿

縦覧の目的			
許可番号	特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名	貸出	返納

（注）「許可番号」欄は、縦覧を希望する報告書に係る特定信用事業代理業者に許可番号が付されていない場合にあっては、記入不要。

上記特定信用事業代理業に関する報告書を縦覧したく、申請します。

申請者 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

職 業 _____

貸出	時 分
返納	時 分

信漁連台帳（信漁連）

参考様式 5－1

信 漁 連 台 帳

令和 年 月 日現在

名 称	〇〇〇信用漁業協同組合連合会		住 所 電話番号			
沿 革	【沿 革】 1 昭和〇〇年〇〇月設立 2 3 【会員数等】（〇〇年度末現在） 会員〇〇（正会員〇〇、准会員〇〇） 理事〇〇名（うち常勤理事〇〇名）、監事〇名（うち常勤監事〇名、員外監事〇名） 職員〇〇名（うち出向〇〇名）					
特 色						
業 況 の 推 移	区 分	〇〇年度末	〇〇年度末	〇〇年度末	〇〇年度末	〇〇年度末
	資産総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	うち貸出金					
	うち有価証券					
	うち預け金					
	負債総額					
	うち貯金					
	資本勘定					
	うち当期剰余金					
	経常損益	千円	千円	千円	千円	千円
	特別損益					
	法人税等					
	貯貸率	%	%	%	%	%
	貯預率					
	貯証率					
事業収支率						
内部留保率						
自己資本比率						
移	営業所数	本 所 支 所 出張所				

直近の検査等	直近の検査日	令和 年 月 日（〇〇〇検査）
	【検査結果の概要等】	
監督上の措置等		
各種ヒアリングの実施状況	ヒアリングの実施日	令和 年 月 日（〇〇〇ヒアリング） 令和 年 月 日（〇〇〇ヒアリング）
	【ヒアリング結果の概要等】	
備考	役員名簿は別添ファイル「〇〇〇信漁連役員名簿.jtd」	

苦情受付票

参考様式 ５－２①

組合に対する苦情受付票

属 性			
日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分 [電話・来庁・文書]		
組 合 名			
申 出 者		応 接 者	
苦 情 内 容			
摘 要			

漁協系統金融機関に関する苦情受付件数調べ
参考様式 5－2②

(単位：件)

	信漁連
電話	
来局	
文書	

システム障害報告様式

参考様式５－３

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

金融機関名
代 表 者

担当者情報	
所属	
氏名	
電話番号	
E-mail	

今般、以下のように障害等が発生したので、平成１８年９月１日付金監第１８５３号・１８水漁第１５００号に基づき報告します。

障 害 発 生 等 報 告 書

(第 報)

(連絡日時： 年 月 日 時 分)

項 目		内 容
障害の発生 日時・場所	発生日時	年 月 日 時 分頃
	発生場所	
障害の発生した サービス	サービスの概要	
	サービスへの影響	
障害原因	障害分類	
	原因内容等	☐ 未確認 ☐ 確認済 内容 ()
対象システム	システム名称	
	システムの概要	
被害状況等	復旧見込	☐ 復旧済み (日 時頃) ☐ 復旧見込み (日 時頃) ☐ 不 明
	被害状況	
	復旧までの影響	
他の事業者等への影響等		
対処状況	復旧までの対応	
	対外説明	

	その他の連絡先等	
事後改善策		

(記 載 要 領)

1. 第1報については、障害等の全容が判明する前の断片的なものであっても差し支えないものとする
第2報以降については、第1報後の状況の変化の都度適時にその状況を記載すること
なお、「連絡日時」には、各報告を行った時点での日時を記載すること
2. サービスへの影響や原因等が多岐に亘る場合、または補足説明資料等がある場合については、本様式にその旨記載した上で、別紙に記載し添付することも可能とする（様式任意）
3. 「障害の発生日時・場所」欄における「発生場所」については、障害が発生しているシステムの設置場所等（市町村名まで）及び店舗等の名称を記載すること
4. 「障害原因」欄における「障害分類」については、報告時点において障害分類表で示した原因の中で分類可能なものを記載すること
なお、障害の原因が多岐に亘る場合は、該当し得るものを複数記載することを可とする
また、「災害」を起因とするシステム障害については、通信障害による遠隔地での通信スループット低下等のように被災地以外で発生したものに関し、本様式に記載すること（被災地で発生しているシステム障害は本様式に記載する必要はない）
5. 「対象システム」欄における「システム名称」については、障害が発生しているシステムの名称、または当該システムが担っている業務名（勘定系、対外接続系等）を記載すること
6. 「被害状況等」欄における「被害状況」については、被害（顧客への影響等）が確認されている場合には、必要に応じその状況を記載すること
7. 「他の事業者等への影響等」欄については、他の事業者等に対して攻撃・障害等が波及する可能性、現況等が確認されている場合には、その内容を記載すること
8. 「対処状況」欄における「復旧までの対応」については、応急措置や抜本的対応（代替措置等の状況・方針）、抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること
9. 「対処状況」欄における「その他の連絡先等」については、警察、セキュリティ関係機関、他省庁等に対して、既に本障害等を報告している場合に、その内容を記載すること

(障 害 分 類 表)

本様式の「障害原因」欄における「障害分類」には、下記表のコード番号を記載すること
報告時点において障害原因が不明である場合は、障害分類は空白であっても差し支えない

脅威の種類	コード 番号	原因の分類	説明
サイバー攻撃 をはじめとする 意図的要因	1－1	外部からの不正アクセス、 DoS 攻撃	外部からのサイバー攻撃による障害
	1－2	コンピュータウイルスへの 感染	コンピュータウイルスへの感染による障害
	1－3	その他の意図的要因	その他の意図的要因による障害
非意図的要因	2－1	ソフトウェア障害	ソフトウェアの不具合等による障害
	2－2	ハードウェア障害	ハードウェア等物理的な不具合等による障害
	2－3	管理面・人的要因	設定ミス、操作ミス、外部委託管理上の問題等による障害
	2－4	その他の非意図的要因	その他の非意図的要因による障害
災害や疾病	3	災害や疾病	災害や疾病による障害
他分野の障害 からの波及	4－1	情報通信分野（電気通信） からの波及	利用する電気通信サービスからの波及による障害
	4－2	電力分野からの波及	利用する電力利用からの波及による障害
	4－3	水道分野からの波及	利用する水道供給からの波及による障害
	4－4	その他の波及	その他の波及による障害
その他	5	その他	上記の脅威の種類以外の理由による障害

検査結果に係る報告の徴求（漁協）

参考様式 5－4①

番 号
令和 年 月 日

組 合 名

代表理事 ○○○○ 殿

都道府県知事 ○○○○

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

令和 年 月 日を検査実施日として、貴組合を検査した結果を令和 年 月 日付け○○第 号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生原因分析及び改善・対応策（注）について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項の規定に基づき報告を求めると、令和 年 月 日までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、都道府県を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

（リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること）

（注）リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

検査結果に係る報告の徴求（信漁連）

参考様式 ５－４②

番 号

住 所
〇〇〇信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 〇〇〇〇

令和 年 月 日を検査実施日として、貴連合会を検査した結果を令和 年 月 日付け〇〇第 号で通知したところであるが、通知した事項の事実認識、発生原因分析及び改善・対応策（注）について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項の規定に基づき報告を求めるので、令和 年 月 日までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 年 月 日

〇〇財務局長 〇〇〇〇
(金融庁長官 〇〇〇〇)
農林水産大臣 〇〇〇〇

(リスク管理態勢に関する指摘がある場合には、注書きを追加すること)

(注) リスク管理態勢に係る改善・対応策については、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策を含む。

貯金保険機構等の検査結果に係る報告の徴求（漁協）

参考様式 5－4③

番 号
令和 年 月 日

組 合 名

代表理事 ○○○○ 殿

都道府県知事 ○○○○

付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

農水産業協同組合貯金保険機構が○○ 年 月 日を検査実施日として、付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し、貴組合を検査した結果を○○ 年 月 日付け第 号で通知したところであるが、通知した事項に係るその事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項の規定及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第116条第1項の規定に基づき報告を求めるので、○○ 年 月 日（ ）までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、都道府県を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

※1 検査実施日とは、検査着手した初日をいう。

※2 貯金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「貯金保険料の適正性」と読み替える。

※3 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に係る」と読み替える。

関する法律に係る」に、「農水産業協同組合貯金保険機構」を「預金保険機構」に、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）に基づき」に、「農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第116条第1項」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第35条第1項」と読み替える。

- ※4 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に係る」に、「農水産業協同組合貯金保険機構」を「預金保険機構」に、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき」に、「農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第116条第1項」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第43条第1項」と読み替える。

貯金保険機構等の検査結果に係る報告の徴求（信漁連）

参考様式 5－4④

番 号

住 所

〇〇〇信用漁業協同組合連合会

代表理事長 〇〇〇〇

付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

農水産業協同組合貯金保険機構が〇〇 年 月 日を検査実施日として、付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し、貴連合会を検査した結果を〇〇 年 月 日付け第 号で通知したところであるが、通知した事項に係るその事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第122条第1項の規定及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第116条第1項の規定に基づき報告を求め、〇〇 年 月 日（ ）までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、金融庁長官及び農林水産大臣に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができない。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

令和 年 月 日

〇〇財務局長〇〇〇〇
（金融庁長官〇〇〇〇）

- ※1 検査実施日とは、検査着手した初日をいう。
- ※2 貯金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「貯金保険料の適正性」と読み替える。
- ※3 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に係る」に、「農水産業協同組合貯金保険機構」を「預金保険機構」に、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）に基づき」に、「農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第116条第1項」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第35条第1項」と読み替える。
- ※4 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に係る」に、「農水産業協同組合貯金保険機構」を「預金保険機構」に、「付保貯金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき」に、「農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第116条第1項」を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第43条第1項」と読み替える。

○ 年 度 決 算 速 報

信用漁業協同組合連合会

1. 残高試算表	
2. 比較貸借対照表	
3. 貯金及び貸出金の明細	
(1) 預り先別貯金残高	
(2) 貸出先別貸出金残高	
(3) 員外貸出金比率（平均残高）	
4. 比較損益計算書	
5. 事業管理費の明細	
6. 剰余金処分案	
7. 内部留保状況	
8. 貯金利率及び貸出金利率	
9. 資金効率	
10. 引当金等の算出基礎	
(1) 貸倒引当金	
(2) 退職給付引当金	
(3) 諸償却	
(4) 資産査定結果	
11. 証券先物取引及びオプション取引にかかる損益の内訳	
12. 国債等の窓口販売業務実績	
13. 両替の実績	
14. 大口信用供与等の状況	
15. 単体自己資本比率の状況	

1. 残 高 試 算 表
年 月 日 現 在

信漁連
(単位：千円)

(1)			
資 産	金 額	負 債 及 び 純 資 産	金 額
現 預 金		貯 当 座 貯 金	
系 統 当 座 預 け 金		普 通 貯 金	
系 統 普 通 預 け 金		貯 蓄 貯 金	
系 統 通 知 預 け 金		通 知 貯 金	
系 統 別 段 預 け 金		別 段 貯 金	
系 統 定 期 預 け 金		定 期 貯 金	
系 統 外 預 け 金		(うち自由金利定期貯金)	
譲 渡 性 預 け 金		定 期 積 金	
買 現 先 勘 定		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		譲 渡 性 貯 金	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
商 品 有 価 証 券		手 形 借 入 金	
有 価 証 券		証 書 借 入 金	
国 債		当 座 貸 越	
地 方 債		再 割 引 手 形	
政 府 保 証 債		代 理 業 務 勘 定	
金 融 債		農 林 中 央 金 庫	
社 債		株式会社日本政策金融公庫	
短 期 社 債		住 宅 金 融 支 援 機 構	
外 国 証 券 式		年 金 積 立 金 運 用 管 理	
株 式		外 国 為 替	
受 益 証 券		外 国 他 店 預 り	
貸 出 金		外 国 他 店 借	
手 形 貸 付		売 渡 外 国 為 替	
証 書 貸 付		支 払 外 国 為 替	
当 座 貸 越		そ の 他 負 債	
金 融 機 関 貸 付		貸 付 留 保 金	
割 引 手 形		未 払 法 人 税 等	
外 国 為 替		従 業 員 預 り 金	
外 国 他 店 預 け		未 決 済 為 替 借	
外 国 他 店 貸		未 払 費 用	
買 入 外 国 為 替		前 受 収 益	
取 立 外 国 為 替		金 融 派 生 商 品	
そ の 他 資 産		金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	
未 決 済 為 替 貸		リ ー ス 債 務	
前 払 費 用		資 産 除 去 債 務	
未 収 収 益		そ の 他 の 負 債	
金 融 派 生 商 品		諸 引 当 金	
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金		賞 与 引 当 金	
リ ー ス 投 資 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
そ の 他 の 資 産		繰 延 税 金 負 債	
		再評価に係る繰延税金負債	
固 定 資 産		債 務 保 証	
有 形 固 定 資 産		負 債 計	
(うちリース資産)			
無 形 固 定 資 産		純 資 産 勘 定	
(うちリース資産)		出 資 金	
		回 転 出 資 金	
外 部 出 資		資 本 準 備 金	
系 統 出 資		再 評 価 積 立 金	
系 統 外 出 資		利 益 剰 余 金	
子 会 社 等 出 資		利 益 準 備 金	
前 払 年 金 費 用		そ の 他 利 益 剰 余 金	
繰 延 税 金 資 産		・ ・ 積 立 金	
再評価に係る繰延税金資産		当 期 未 処 分 剰 余 金	
債 務 保 証 見 返		(当 期 未 処 理 損 失 金)	
貸 倒 引 当 金	△	当 期 剰 余 金	
		(又は当期損失金)	
		処 分 未 済 持 分	△

		会 員 資 本 合 計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		評価・換算差額等合計	
合 計		合 計	

(脚注) (1) 固定資産償却累計額

(2) 受託貸付金

株式会社日本政策金融公庫

(うち国民一般向け業務)

(うち農林水産業者向け業務)

(うち中小企業者向け業務)

独立行政法人住宅金融支援機構

年金積立金運用管理独立行政法人

計

(3) 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額

(記載上の注意) 該当しない科目は削除すること。

千円

(2) (単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
貯 金 利 息		貸 出 金 利 息	
譲 渡 性 貯 金 利 息		預 け 金 利 息	
借 用 金 利 息		有 価 証 券 利 息 配 当 金	
売 現 先 利 息		買 現 先 利 息	
売 渡 手 形 利 息		買 入 手 形 利 息	
金利スワップ支払利息		金利スワップ受入利息	
支 払 雑 利 息		受 入 雑 利 息	
支 払 奨 励 金		受 取 奨 励 金	
外国為替支払利息		受 取 特 別 配 当 金	
内国為替支払手数料		外 国 為 替 受 入 利 息	
外国為替支払手数料		内 国 為 替 受 入 手 数 料	
その他支払手数料		外 国 為 替 受 入 手 数 料	
その他の役務取引等費用		そ の 他 受 入 手 数 料	
融 資 保 険 料		そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	
支 払 助 成 金		受 取 出 資 配 当 金	
外 国 為 替 売 買 損		受 取 助 成 金	
外 国 通 貨 売 却 損		外 国 為 替 売 買 益	
商品有価証券売買損		外 国 通 貨 売 却 益	
国債等債券売却損		商 品 有 価 証 券 売 買 益	
国債等債券償還損		国 債 等 債 券 売 却 益	
国債等債券償却		国 債 等 債 券 償 還 益	
国債等債券評価損		国 債 等 債 券 評 価 修 正 益	
金融派生商品費用		金 融 派 生 商 品 収 益	
有 価 証 券 借 入 料		有 価 証 券 貸 付 料	
貸倒引当金繰入額		株 式 等 売 却 益	
事 業 推 進 費		株 式 等 評 価 修 正 益	
債 権 管 理 費		金 銭 の 信 託 運 用 益	
事 業 管 理 費		賃 貸 料	
貸 出 金 償 却		雑 収 入	
株 式 等 売 却 損		繰 入 教 育 情 報 資 金	
株 式 等 償 却		貸 倒 引 当 金 戻 入 益	
株 式 等 評 価 損		固 定 資 産 処 分 益	
金 銭 の 信 託 運 用 損		償 却 債 権 取 立 益	
退 職 給 付 金			
雑 損 失			
固 定 資 産 処 分 損			
減 損 損 失			
法人税、住民税及び事業税			
法 人 税 等 調 整 額			
計			
当 期 剰 余 金			
合 計		合 計	

(記載上の注意) 該当しない科目は削除すること。

2. 比較貸借対照表

信漁連
(単位：千円)

科 目	期 末		残 高		平 均		残 高	
	当 期	前 期	対前期増▲減 金 額	比率 %	当 期	前 期	対前期増▲減 金 額	比率 %
資 産	現 金							
	預 け 金							
	系 統 預 け 金							
	系統外預け金							
	譲渡性預け金							
	買 現 先 勘 定							
	買 入 手 形							
	買入金銭債権							
	金 銭 の 信 託							
	商品有価証券							
	有 価 証 券							
	貸 出 金							
	手 形 貸 付							
	証 書 貸 付							
	当 座 貸 越							
	金融機関貸付							
	割 引 手 形							
	そ の 他 資 産							
	固 定 資 産							
	外 部 出 資							
	前払年金費用							
	繰延税金資産							
	再評価に係る繰 延税金資産							
	債務保証見返							
	貸倒引当金(△)							
	合 計							
負 債 及 び 純 資 産	貯 金							
	要求払貯金							
	定期性貯金							
	譲 渡 性 貯 金							
	売 現 先 勘 定							
	売 渡 手 形							
	借 用 金							
	代理業務勘定							
	そ の 他 負 債							
	諸 引 当 金							
	繰延税金負債							
	再評価に係る繰 延税金負債							
	債 務 保 証							
	純 資 産 勘 定							
	(損益差額)							
	合 計							

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること。

3. 貯金及び貸出金の明細

(1) 預り先別貯金残高

信漁連
(単位：千円)

預り先	当 期	前 期	対前期増▲減		当年度平均残高
			金 額	比率	
会 員	漁信用事業実施漁協				
	その他漁協				
	漁連				
	その他会員				
	会員の組合員				
	准会員				
	小計				
員 外	地方公共団体				
	金融機関				
	その他の				
合 計					

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること。

(2) 貸出先別貸出金残高

(単位：千円)

貸 出 先			当 期		前 期	対前期増▲減		当 年 度 平均残高
			件 数	金 額	件 数	金 額	金 額 比率	
貸 出 金	会 員	信用事業実施漁協					%	
		その他漁協						
		漁連						
		その他会員						
		会員の組合員						
		准会員						
		小計						
	員 外	地方公共団体						
		過半出資非営利法人						
		産業基盤整備関連法人						
		生活環境整備関連法人						
		金融機関						
		その他の						
		小計						
	計							
割 引 手 形	会 員	信用事業実施漁協						
		その他漁協						
		漁連						
		その他会員						
		会員の組合員						
		准会員						
		小計						
	員 外 計							

(注) 過半出資非営利法人の欄には、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第13項第2号又は第97条第9項第2号に定める法人に対する貸付を、産業基盤整備関連法人の欄には、水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）第2条第2項第1号に定める資金の貸付を、生活環境整備関連法人の欄には、同項第2号に定める資金の貸付をそれぞれ記入すること。

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること。

(3) 員外貸出金比率（平均残高）

（単位：千円）

項 目		当期平均残高	前期平均残高	対前期平均残高増▲減	
				金 額	比 率
会 員 貸 出 金（A）					%
員 外	地方公共団体・過半出資 非営利法人				
	金 融 機 関 貸 付				
	そ の 他（B）				
員外貸出金比率 （B）／（A）					

（記載上の注意）

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること。

4. 比較損益計算書

信漁連

(単位：千円)

科 目	損 失 の 部				科 目	収 益 の 部			
	当 期	前 期	対前期増減 金 額	比率		当 期	前 期	対前期増減 金 額	比率
経 常 費 用				%	経 常 収 益				%
事 業 費 用					事 業 収 益				
(うち金銭の信託見合費用)	()	()	()	()	貸 出 金 利 息				
貯 金 利 息					(うち金融機関貸付)	()	()	()	()
譲渡性貯金利息					(うち割引料)	()	()	()	()
借 用 金 利 息					預 け 金 利 息				
売 現 先 利 息					有価証券利息配当金				
売 渡 手 形 利 息					買 現 先 利 息				
金利スワップ支払利息					買 入 手 形 利 息				
外国為替支払利息					金利スワップ受入利息				
支 払 雑 利 息					外国為替受入利息				
支 払 奨 励 金					受 入 雑 利 息				
内国為替支払手数料					受 取 奨 励 金				
外国為替支払手数料					受 取 特 別 配 当 金				
その他支払手数料					内国為替受入手数料				
その他の役務取引等費用					外国為替受入手数料				
融 資 保 険 料					その他受入手数料				
支 払 助 成 金					その他の役務取引等収益				
外国為替売買損					受 取 出 資 配 当 金				
外国通貨売却損					受 取 助 成 金				
商品有価証券売買損					外 国 為 替 売 買 益				
国債等債券売却損					外 国 通 貨 売 却 益				
国債等債券償還損					商 品 有 価 証 券 売 買 益				
国債等債券償却					国債等債券売却益				
国債等債券評価損					国債等債券償還益				
金融派生商品費用					金 融 派 生 商 品 収 益				
有価証券借入料					国債等債券評価修正益				
事業推進費					有 価 証 券 貸 付 料				
債 権 管 理 費									
事業管理費									
臨 時 費 用					臨 時 収 益				
貸倒引当金繰入額					株 式 等 売 却 益				
貸倒引当金戻入益	△	△			貸倒引当金戻入益				
貸 出 金 償 却					償 却 債 権 取 立 益				
株 式 等 売 却 損					株 式 等 評 価 修 正 益				
株 式 等 償 却					金 銭 の 信 託 運 用 益				
株 式 等 評 価 損					賃 貸 料				
金銭の信託運用損					雑 収 入				
退 職 給 付 金					繰入教育情報資金				
雑 損 失									
特 別 損 失					特 別 利 益				
固定資産処分損					固 定 資 産 処 分 益				
減 損 損 失					そ の 他 の 特 別 利 益				
その他の特別損失									
費 用 計									
税 引 前 当 期 利 益	()	()	()	()					
(又は税引前当期損失)									
法人税、住民税及び事業税									
法 人 税 等 調 整 額									
当 期 剩 余 金									
(又は当期損失金)									
合 計					合 計				

(注) 1. 「雑損失」には、睡眠貯金を利益金処理した後に損失金処理した金額〇〇百万円を含む。

2. 「雑収入」には、睡眠貯金を利益金処理した金額〇〇百万円を含む。

(記載上の注意)

1. 該当しない科目は削除すること。

2. 前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること。

5. 事業管理費の明細

信漁連

(単位：千円)

科 目	内 訳 科 目	当 期	前 期	対前年増▲減
人 件 費	役 員 報 酬			
	給 料 手 当			
	福 利 厚 生 費			
	退 職 給 付 費 用			
	小 計			
旅費交通費	旅 費 交 通 費			
業 務 費	会 議 費			
	接 待 交 際 費			
	宣 伝 広 告 費			
	運 送 費			
	通 信 費			
	印 刷 ・ 消 耗 品 費			
	図 書 ・ 研 修 費			
	教 育 情 報 費			
	事 務 委 託 費			
負 担 金	小 計			
	支 払 賦 課 金			
	分 担 金			
	寄 付 金			
施 設 費	小 計			
	修 繕 費			
	保 険 料			
	水 道 光 熱 費			
	会 館 管 理 費			
	賃 借 料			
	消 耗 備 品 費			
	減 価 償 却 費			
貯金保険料 雑 費 税 金	小 計			
	貯 金 保 険 料			
	雑 費			
合 計				

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること。

(参 考)

科 目	内 訳 科 目	当 期	前 期	対前年増▲減
法人税、住民税 及び事業税	法 人 税			
	住 民 税			
	事 業 税			
合 計	源 泉 利 子 税			
	計			

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること。

6. 剰余金処分案

信漁連 (単位：千円)				
科 目	当 期	前 期	対前期増▲減	備 考
当 期 未 処 分 剰 余 金				
・ ・ ・ 積立金取崩額				
計				
利 益 準 備 金				
任 意 積 立 金 (うち・・・積立金)	()	()	()	()
小 計				
出 資 配 当 金				
事業利用分量配当金				
小 計 (A)				
次 期 繰 越 剰 余 金				
計 (B)				
(A) / (B)				

(注) 次期繰越剰余金に含まれる、教育情報資金の額は、〇〇〇円である。

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること。

(注)

		当 期	前 期
出 資 に 対 す る 配 当 率			
事業利用分量配当金	貯金配当金		
	貸出金配当金		
	分配基準		

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること。

7. 内部留保状況

信漁連 (単位：千円)							
科 目		所 定 限 度 額	繰入又は 積 立 額	戻入又は 取 崩 額	差引内部 留 保 額	翌 年 度 繰 越 額	
内 部 留 保 額	損 費 処 分 留 保 額	一 般 貸 倒 引 当 金					
		退 職 給 付 引 当 金					
		減 価 償 却					
		貸 出 金 償 却					
		国 債 等 債 券 償 却					
		株 式 等 償 却					
	利 益 処 分 留 保 額	計					
		資 本 準 備 金					
		利 益 準 備 金					
		任 意 積 立 金 (うち・・・積立金)		()	()	()	()
		繰 越 剰 余 金					
		回 転 出 資 金					
計							
合 計					(A)		
当 期 剰 余 金		損 費 処 分 留 保 額	合 計		内部留保率(A)／(B)		
			(B)		%		

(記載上の注意) 該当しない科目は削除すること。

8. 貯金利率及び貸出金利率

信漁連

(1) 約定利率 (年度末現在) (単位：千円)

期 間	区 分 種類別	会 員		員 外
		信用事業実施漁協	そ の 他	
		約 定 利 率	約 定 利 率	約 定 利 率
当 期	当座貯金	年利 %	年利 %	年利 %
	普通貯金			
	貯蓄貯金			
	通知貯金			
	別段貯金			
	3ヶ月定期			
	6ヶ月定期			
	1年定期			
	2年定期			
	3年定期			
前 期	当座貯金			
	普通貯金			
	貯蓄貯金			
	通知貯金			
	別段貯金			
	3ヶ月定期			
	6ヶ月定期			
	1年定期			
	2年定期			
	3年定期			

(2) 普通貸出金利率 (年度末現在) (単位：千円)

期 間	区 分 種類別	条件別	会 員		員 外	
			信 用 事 業 実 施 漁 協	そ の 他	約 定 利 率	備 考
			約 定 利 率	備 考	約 定 利 率	備 考
当 期	貯 金 担 保 貸 付	3ヶ月定期	年利 %		年利 %	
		6ヶ月定期				
		1年定期				
		2年定期				
		3年定期				
	手形貸付	保 証				
		担 保				
		基金協会保証				
	証 書 貸 付	保 証				
		担 保				
		基金協会保証				
前 期	貯 金 担 保 貸 付	3ヶ月定期				
		6ヶ月定期				
		1年定期				
		2年定期				
		3年定期				
	手形貸付	保 証				
		担 保				
		基金協会保証				
	証 書 貸 付	保 証				
		担 保				
		基金協会保証				
期	当 座 貸 越					
	手 形 割 引					

(注) 1. 条件別の欄の「担保」については、担保種類別を備考欄に記入すること。
2. 基金協会の保証には、漁業信用基金協会等の保証を附した貸付の利率を記入すること。

9. 資金効率

年度

信漁連

(単位：千円)

区 分	当 期	前 期
A 貸出金利回	$\frac{\text{貸出金利息 } a 2 ()}{\text{貸出金平均残高 } a 1 ()} \times 100$	%
(うち一般貸出金利回)	$\frac{\text{一般貸出金利息}() + \text{住宅金融会社貸付利息}()}{\text{一般貸出金平均残高}() + \text{住宅金融会社貸付平均残高}()} \times 100$	
(うち金融機関貸付利回)	$\frac{\text{コール・ローン利息}() + \text{手形割引市場貸付利息}() + \text{その他金融機関貸付利息}()}{\text{コール・ローン平均残高}() + \text{手形割引市場貸付平均残高}() + \text{その他金融機関貸付平均残高}()} \times 100$	
A' 実質貸出金利回	$\frac{\text{貸出金利息}() - \text{支払奨励金}() = a 3 ()}{a 1 ()} \times 100$	
B 預け金利回	$\frac{\text{預け金利息}() + \text{受取奨励金}() + \text{受取特別配当金}() = b 2 ()}{\text{預け金平均残高 } b 1 ()} \times 100$	
(うち系統預け金利回)	$\frac{\text{系統預け金利息}() + \text{受取奨励金}() + \text{受取特別配当金}()}{\text{系統預け金平均残高}()} \times 100$	
(うち系統外預け金利回)	$\frac{\text{系統外預け金利息}()}{\text{系統外預け金平均残高}()} \times 100$	
C 買入金銭債権利回	$\frac{\text{買入金銭債権利息 } c 2 ()}{\text{買入金銭債権平均残高 } c 1 ()} \times 100$	
D 金銭の信託利回	$\frac{\text{金銭の信託運用益 } d 2 ()}{\text{金銭の信託平均残高 } d 1 ()} \times 100$	
D' 実質金銭の信託利回	$\frac{d 2 () - \text{金銭の信託運用損}() = d 3 ()}{d 1 ()} \times 100$	
E 有価証券利回	$\frac{\text{有価証券利息配当金 } e 2 ()}{\text{有価証券平均残高 } e 1 ()} \times 100$	
E' 実質有価証券利回	$\frac{e 2 () + (\text{国債等債券売却益}() + \text{同償還益}() + \text{株式等売却益}() - \text{国債等債券売却損}() - \text{同償還損}() - \text{同償却}() - \text{株式等売却損}() - \text{同償却}()) = e 3 ()}{e 1 ()} \times 100$	
F 運用勘定利回	$\frac{a 2 () + b 2 () + c 2 () + d 2 () + e 2 ()}{a 1 () + b 1 () + c 1 () + d 1 () + e 1 ()} \times 100$	
F' 実質運用勘定利回	$\frac{a 3 () + b 2 () + c 2 () + d 3 () + e 3 ()}{a 1 () + b 1 () + c 1 () + d 1 () + e 1 ()} \times 100$	
G 貯金平均利率	$\frac{\text{貯金利息 } g 2 ()}{\text{貯金平均残高 } g 1 ()} \times 100$	
G' 奨励金率	$\frac{\text{支払貯金奨励金 } g 3 ()}{g 1 ()} \times 100$	
G'' 実質貯金平均利率	G + G'	
H 貯金経費率	$\frac{\text{人件費}() + \text{物件費}() + \text{税金}() = h 2 ()}{g 1 ()} \times 100$	
(うち人件費率)	$\frac{\text{人件費}()}{g 1 ()} \times 100$	
(うち物件費率)	$\frac{\text{物件費}()}{g 1 ()} \times 100$	
(うち税金率)	$\frac{\text{税金}()}{g 1 ()} \times 100$	
I 貯金原価率	G'' + H	
J 借入金平均利率	$\frac{\text{借入金利息 } J 2 ()}{\text{借入金平均残高 } J 1 ()} \times 100$	
K 貯金借入金原価率	$\frac{g 2 () + g 3 () + h 2 () + j 2 () = k 2 ()}{\times 100}$	

	$g1() + j1() = k1()$		
L 運用資金利鞘	$F - K$		
L' 実質運用資金利鞘	$F' - K$		
M 総資金運用利回	$\frac{\text{総収入}() - \text{引当金戻入}()}{\text{資本・負債合計平均残高}() - \{ \text{現金平均残高}() + \text{無利息預け金平均残高}() + \text{固定資産平均残高}() \} = m2()} \times 100$		
N 総資金原価率	$\frac{\text{総支出}() - \text{諸償却・引当金繰入}()}{m2()} \times 100$		
O 総資金利鞘	$M - N$		
P 常勤役員1人 当たり貯金量	$\frac{\text{貯金平均残高}()}{\text{常勤役員数}(\text{人})}$	千円	千円
Q 常勤役員1人 当たり貸出量	$\frac{\text{貸出平均残高}()}{\text{常勤役員数}(\text{人})}$	千円	千円
R 事業収支率	$\frac{\text{事業費用 } r2()}{\text{事業収益 } r1()} \times 100$		

- (注) 1. その他金融機関貸付は、住宅金融会社を除いて計算するものとする。
2. 譲渡性貯金及び譲渡預け金は、それぞれ貯金及び預け金に含めて計算するものとする。
3. 預け金利息及び系統外預け金には、外貨預金に係る為替差損を加減する。

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること。

(参 考)

区 分	当 期	前 期
S 修正資金運用利回	$\frac{a2() + b2() + c2() + e2() = s2()}{a1() + b1() + c1() + e1() = s1()} \times 100$	% %
T 修正資金調達原価率	$\frac{k2() - \text{金銭の信託運用見合い費用}() = t1()}{k1() - d1() = t2()} \times 100$	
U 修正総資金利鞘	$S - T$	
V 事業収益率	$\frac{r1()}{s1()} \times 100$	
W 事業費用率	$\frac{r2()}{t2()} \times 100$	
X 事業純益率	$V - W$	
Y 事業粗利益率	$\frac{\text{事業粗利益}}{s1()} \times 100$	

- (注) 1. 金銭の信託運用見合費用＝金銭の信託平均残高×貯金借用金原価率
2. 事業粗利益＝事業収益－（事業費用－金銭の信託運用見合費用）＋事業管理費＋事業推進費＋債権管理費

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること。

10. 引当金等の算出基礎

信漁連

(1) 貸倒引当金

(単位：千円)

貸付金その他これに準ずる債権の額 (A)					
区 分	繰入額	戻入額	純繰 (戻△) 入額	残 高	
				金 額	(A)に対する千分比
一 般 貸倒引当金					
計					
個 別 貸倒引当金					
合 計					

(2) 退職給付引当金

(単位：千円)

区 分	金 額	注 記 事 項
退職給付債務 (A)		1. 割引率 長期期待運用収益率 2. 退職給付見込額の期間配分方法 3. 過去勤務費用の処理年数 4. 数理計算上の差異の処理年数 5. その他
年 金 資 産 (B)		
前払年金費用 (C)		
未 認 識 過 去 勤 務 費 用 (D)		
未認識数理計算上の差異 (E)		
その他 (会計基準変更時差異の未処理額) (F)		
退 職 給 付 引 当 金 (A - B - C - D - E - F)		

(注) 注記事項の5. その他の欄には退職給付債務等の計算基礎等を注記すること。

なお、簡便法を採用している場合にはその計算基礎等の必要事項を注記事項に記載すること。

(3) 諸償却

(単位：千円)

区 分	償却限度額 (A)	償 却 額 (B)	(B) / (A)
貸 出 金			
貸出金に準ずる債権			
有 価 証 券			
うち 国 債			
有形 固定 資産	業 務 用		%
	建 物		%
	構 築 物		%
	車 両		%
	器具・備品		%
	土 地		%
	リース資産		%
	建設仮勘定		%
	業 務 外		%
	計		
無形 固定 資産	業 務 用		%
	業 務 外		%
	計		
そ の 他			
合 計			

(4) 資産査定結果

(単位：千円)

区 分	合 計	Ⅱ 分 類 額	Ⅲ 分 類 額	Ⅳ 分 類 額
総 資 産				
(うち総与信)	()	()	()	()
(うち貸出金)	()	()	()	()

- (注) 1. 本表は、償却・引当前の自己査定結果を記載するものとする。
2. 「Ⅱ分類額」は、「債権確保上の諸条件が満足に満たされないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産」の額を記載するものとする。
3. 「Ⅲ分類額」は、「最終の回収又は価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」の額を記載するものとする。
4. 「Ⅳ分類額」は、「回収不可能な又は無価値と判定される資産」の額を記載するものとする。
5. 「総与信」は、貸付有価証券、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、債務保証見返をいう。

1 1. 証券先物及びオプション取引にかかる損益の内訳

信漁連

(単位：千円)

	利 益 金	損 失 金
債 券		
先 物		
オプション		

- (注) 1. 証券先物取引及びオプション取引（店頭取引を含む。）に係る損益を記載する。
2. 利益金及び損失金の計上区分は以下によるものとする。
損益科目への計上区分は「国債等債券売却益」「国債等債券売却損」による。

1 2. 国債等の窓口販売業務実績

(1) 国債等の売買の媒介等業務実績

信漁連

(単位：千円)

	前年度取扱実績	本年度取扱実績	増 減
国 債			
計			

(記載上の注意)

本表は、国債等の売買の媒介等業務を行う信漁連のみ記載すること。

(2) 国債等の窓口販売業務実績

(単位：千円)

種 類 別	窓 口 販 売 業 務 実 績			引 受 実 績		
	前年度販売実績	本年度販売実績	増減額	前年度引受実績	本年度引受実績	増減額
国 債						
計						

(記載上の注意)

本表は、国債等の窓口販売業務を行う信漁連のみ記載すること。

1 3. 両 替 の 実 績

信漁連

(単位：千円)

	前年度取扱実績	当年度取扱実績	増 減 額
売 却 額			
買 入 額			

14. 大口信用供与等の状況

信漁連

同一人への信用供与等限度額	百万円：単体自己資本額（信漁連の単体自己資本比率計算上の自己資本額 [A]）	百万円）× 25 %
	百万円：連結自己資本額（信漁連の連結自己資本比率計算上の自己資本額 [B]）	百万円）× 25 %

			同一人自身への信用供与等			左の同一人と特殊の関係にある者（受信合算対象者）への信用供与等												合 計 額		
			(取引先名)			(取引先名)			(取引先名)			(取引先名)								
			信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額	信用供与等額	控除額	控除後の額			
与信側の合算信用供与等総額	信漁連の信用供与等	コールローン																		
		買現先																		
		貸出金																		
		債務保証見返																		
		オフバランス取引（債務の保証）																		
		株式及び出資																		
		預け金																		
		債券貸借取引支払保証金																		
		買入手形																		
		買入金銭債権																		
		金銭の信託																		
		商品有価証券																		
		社債等																		
		外国為替																		
		その他資産																		
		オフバランス取引（コミットメント等）																		
		派生商品取引																		
		オフバランス取引（証券化）																		
		計			(ア)											(イ)				
	信漁連の子法人等の信用供与等 [名称]	コールローン																		
		買現先																		
		貸出金																		
		債務保証見返																		
		オフバランス取引（債務の保証）																		
		株式及び出資																		
		預け金																		
		債券貸借取引支払保証金																		
		買入手形																		
		買入金銭債権																		
		金銭の信託																		

$$(ア) / [A] = > 25 \%$$

$$(ア) / [B] = > 25 \%$$

$$(イ) / [A] = > 25 \%$$

$$(イ) / [B] = > 25 \%$$

[illegible]

(記載上の注意)

- 2 同一人自身への信用供与等先ごとに、(ア)与信・受信各単体、(イ)与信単体・受信合算、(ウ)与信合算・受信単体、(エ)与信合算・受信合算のそれぞれの合計額を「A」信漁連の単体自己資本額及び「B」信漁連の連結自己資本額で除した数(%)を右端の各式に記入し、いずれか1つでも信用供与等限度額を超えるものについて提出すること。
- 3 本様式において、「与信側の合算信用供与等総額」の記入欄のうち「信漁連の子法人等の信用供与等〔名称〕」の欄が不足する場合には、新たに欄を追加して記入すること。
- 4 本様式において、「左の同一人と特殊の関係にある者(受信合算対象者)への信用供与等」の記入欄のうち「(取引先名)」の欄が不足する場合には、新たに欄を追加して記入すること。

15. 単体自己資本比率

信用リスク・アセット算出手法

(単位 千円、%)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産 (オン・バランス) 項目		

うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
資本フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（二）		
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%	%

- (注1)
CVAリスクに関する記載：（使用している場合＝1、使用していない場合＝2）
簡便法
BA-CVA
SA-CVA
- (注2)
オフ・バランス取引並びに派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に関する記載：（使用している場合＝1、使用していない場合＝2）
カレント・エクスポージャー方式
SA-CCR
エクスポージャー変動額推計モデル
期待エクスポージャー方式
- (注3)
マーケット・リスク相当額不算入の特例に関する記載：（適用している＝1、適用していない＝2）
- (注4)
マーケット・リスクに関する記載：（使用している場合＝1、使用していない場合＝2）
簡易的方式
標準的方式
内部モデル方式
- (注5)
マーケット・リスクに関するトレーディング・デスク数を記載すること。
標準的方式
内部モデル方式
- (注6)
オペレーショナル・リスクに関する記載：（使用している場合＝1、使用していない場合＝2）
BIの算出においてより保守的な算式を利用
ILMIは「内部損失データ」を使用
ILMIは「1」を使用
ILMIは「保守的な見積値」を使用
ILMIは「金融庁長官及び農林水産大臣が指定する値」を使用

- (記載上の注意)
 - この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第1項及び第100条第1項において準用する法第11条の8第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
 - 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
 - 令和7年3月31日以降最初に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。
 - 週及適用又は誤謬(びゅう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

5.
他の金融機関等（「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第3号）第5条第3項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

(単位：千円)

区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	
農林中央金庫の対象資本調達手段	
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段であって、経過措置（10年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	

6.
みなし計算を適用して計算した信用リスク・アセットの額の合計額について、方式別にその内訳を以下の表に記載すること（方式名は告示と異なる）。

(単位：千円)

方式	信用リスク・アセットの額
ルック・スルー方式	
マシデート方式	
蓋然性方式	
フォール・バック方式	
合計	

7.
証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額について、方式別にその内訳を以下の表に記載すること。

(単位：千円)

方式	信用リスク・アセットの額
内部格付手法準拠方式	
外部格付準拠方式	
内部評価方式	
標準的手法準拠方式	
合計	

8. 証券化エクスポージャーのうちリスクリテンション規制抵触分及び適格STC要件等の充足分について、その内訳を以下の表に記載すること。

(単位：千円)	
区分	信用リスク・アセットの額
リスクリテンション規制抵触分	
適格STC要件充足分	
適格短期STC要件充足分	
不良債権証券化要件充足分	

9. 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定（当期末時点）について記載すること。

(単位：千円、%)	
区分	当期末残高
商品有価証券	
売付商品債権	
計 (A)	
総資産 (B)	
比率 (A/B)	%

10. 外国為替リスク・カテゴリーのネット・ポジション等の額（登記末時点）について記載すること。

(単位：千円、%)	
区分	当期末残高
(1) 信用リスク・アセットの額	
(2) オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	
(3) 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額	
(4) 比率 $(3) / ((1) + (2) + (3))$	%

11. 上記10について、明らかに(3)が1,000億円未満、かつ、(4)が10%未満である場合には、上記10の記載はblankとし、右記に「1」を記載すること。
なお、上記10に記載がある場合、11はblankとする。

--

単体自己資本比率（付表1） 信用リスク・アセット残高内訳表
（年 月 月末）

項目		137・74(%)	当期末					前期末							
			CCF・信用137削減効果適用前		CCF・信用137削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均率(%)	CCF・信用137削減効果適用前		CCF・信用137削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均率(%)			
			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目						
			A	B	C	D		E	F=(E/(C+D))	A'	B'		C'	D'	E'
1. 現金	金	0													
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け		0													
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け		0～150													
4. 国際決済銀行等向け		0													
5. 我が国の地方公共団体向け		0													
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け		20～150													
7. 国際開発銀行向け		0～150													
8. 地方公共団体金融機関向け		10～20													
9. 我が国の政府関係機関向け		10～20													
10. 地方三公社向け		20													
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		20～150													
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）		20～150													
12. カバード・ボンド向け		10～100													
13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		20～150													
（うち特定貸付債権向け）		20～150													
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け		45～100													
（うちトランザクター向け）		45													
15. 不動産関連向け		20～150													
（うち自己居住用不動産等向け）		20～75													
（うち賃貸用不動産向け）		30～150													
（うち事業用不動産関連向け）		70～150													
（うちその他不動産関連向け）		60													
（うちADC向け）		100～150													
16. 劣後債権及びその他資本性証券等		150													
17. 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		50～150													
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		100													
19. 取立未済手形		20													
20. 信用保証協会等による保証付		0～10													
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		10													
22. 株式等		250～400													
23. 上記以外		100～1250													
（うち重要な出資のエクスポージャー）		1250													
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象資本の貸付等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		250～400													
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		250													
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		250													
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）		250													
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）		150													
（うち上記以外のエクスポージャー）		100													
24. 証券化		-													
（うちSTC要件適用分）		-													
（うち短期STC要件適用分）		-													
（うち不良債権証券化適用分）		-													
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）		-													
25. 再証券化		-													
26. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		-													
27. 未決済取引		-													
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（注）		-													
合計（信用リスク・アセットの額）		-													

（注）

標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：

（用いない＝0、簡便手法＝1、包括的手法＝2）

（記載上の留意事項）

- 本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目等について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。
- 本表における計数は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却控除後の金額とする。
- 本表における計数は、その利益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
- 「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。ただし、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額の算出においてSA・CCX又は期待エクスポージャー方式を用いている場合は、「CCF・信用リスク削減効果適用前」の額には金融機関が用いた手法で算出され、信用リスク・アセットの額の計算に用いる与信相当額に係る計数を記載すること。
- 「CCF・信用リスク削減効果適用前」の「オフ・バランス資産項目」の金額には、CCF（オフ・バランス取引に係る想定元本額に乗じる額）を適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はそのオフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。
- 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債権者の「項目」として記載する。（保証人等の「項目」としては記載しない。）
- ローン・アフィリエーション取引において参加利益を購入した場合は、原債権者の項目として適用されるリスク・ウェイト（原債権者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。
- 「対外比率の加重平均率（%）」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する。（除算の分母が零である場合は空白とし、欄外にその旨を記載する。）
- 項目1～26には、経過措置を適用する前の額（完全実施ベース）を記載する。ただし、記載する計数は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」（平成25年3月8日金融庁・農林水産省告示第1号）附則第10条第4項の規定に係る額に限る。
- 「11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。
- 「13. 法人等向け（特定貸付債権向け及び個人向け）」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。なお、85%のリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額は、「13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」に記載すること。
- 「17. 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）」には、延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）を記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。
- 「20. 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。
- 「21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の対象は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。
- 「23. 上記以外」の「（うち上記以外のエクスポージャー）」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号）において「上記以外のエクスポージャー」として、リスク・ウェイトを100%と定めているエクスポージャーを記載する。
- 「24. 証券化」の「（STC要件適用分）」は適格STC要件を満たすエクスポージャー、「（短期STC要件適用分）」は適格短期STC要件を満たすエクスポージャー、「（不良債権証券化適用分）」は不良債権証券化要件を満たすエクスポージャー、「（STC・不良債権証券化適用対象外分）」は適格STC、適格短期STC及び不良債権証券化を適用しないエクスポージャーをそれぞれ対象とする。
- 「26. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。

「信用リスク削減効果適用前の資産の額」にはリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。

また、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額、信用リスク・アセットの額の内訳を以下に記載すること。なお、当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

計算方式	計算基	計算基
	信用リスク削減効果適用前 リスク・アセットの額	信用リスク削減効果適用後 信用リスク・アセットの額
ルック・スルー方式		
マシゲート方式		
漸然性方式（250%）		
漸然性方式（400%）		
フォールバック方式（1250%）		

18. 「28. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」
 附則第10条第4項の規定に従いリスク・アセットの額に算入されなかった額（減算された額）を記載する。

単体自己資本比率(付表2)資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(年 月 期末)

(単位：千円)

リスク・ウェイトの区分	当期末				前期末			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値（％）	資産の額及び与信相当 額の合計額（CCF・信 用リスク削減効果適用 後）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値（％）	資産の額及び与信相当 額の合計額（CCF・信 用リスク削減効果適用 後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
1 40%未満								
2 40%～70%								
3 75%								
4 80%								
5 85%								
6 90%～100%								
7 105%～130%								
8 150%								
9 250%								
10 400%								
11 1250%								
12 その他								
合 計								

(注)

- 1 本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
- 2 本表の計数に含まれる「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
- 3 本表には、「(付表1)信用リスク別残高内訳表」の項番1「現金」から項番22「株式等」までに対応する計数を記載すること。
- 4 「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。
- 5 「オフ・バランス資産項目」の金額には、CCFを適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。
- 6 「CCFの加重平均値（％）」には、CCFを適用し信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランス資産項目の額で除して得た比率を記載する。
- 7 項目1～12には、信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載する。

--

単体自己資本比率（付表3）派生商品取引内訳表

（ 年 月期末）

（単位：千円）

項目	当期末			前期末		
	想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
カレント・エクスボージャー方式						
1 外国為替関連取引						
(1) 異種通貨間の金利スワップ						
(2) 為替先渡取引（F X A）						
(3) 先物外国為替取引						
(4) 通貨先物取引						
(5) 通貨先物オプションの買い						
(6) その他						
〔参 考〕 通貨オプションの売り						
小計						
2 金利関連取引						
(1) 同一通貨間の金利スワップ						
(2) 金利先渡取引（F R A）						
(3) 金利先物取引						
(4) 金利オプションの買い						
(5) その他						
〔参 考〕 金利オプションの売り						
小計						
3 金関連取引						
4 株式関連取引						
5 貴金属（金を除く。）関連取引						
6 その他のコモディティ関連取引						
7 クレジット・デリバティブ取引▼（カウンター・パーティー・リスク）						
一括清算ネットリング契約による与信相当額 削減効果（▲）						
S A - C C R						
1 マージン・アグリーメントを締結していない場合						
(1) R C						
(2) P F E						
2 マージン・アグリーメントを締結している場合						
(1) R C						
(2) P F E						
3 単一のマージン・アグリーメントが複数のネットリング・セットを対象とする場合						
(1) R C						
(2) P F E						
期待エクスボージャー方式						
合 計						

（記載上の注意）

- 各〔参 考〕欄は、外書とする。
- S A - C C Rの各項目のうち、「(1) R C」及び「(2) P F E」には、1.4を乗じる前の額を記載すること。
- 平成26年3月31日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。
- 適及適用又は誤謬(びゆう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

[illegible]

単体自己資本比率(付表5)オペレーショナル・リスク相当額内訳表

(年 月 期末) 単位：千円、件)		
OR3	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要	当期末
1	B I C合計値 [2]+[3]+[4]	
2	第250条第1項第1号ILM又は第250条第1項第2号イILMに対応するBIC	
3	第250条第1項第2号ロILM又は第250条第1項第3号ILMに対応するBIC	
4	第250条第1項第4号ILM（保守的な見積値）に対応するBIC	
5	ILM加重平均値 $[(2) \times [6] + [3] \times [7] + [4] \times [8]) / [1]$	
6	第250条第1項第1号ILM又は第250条第1項第2号イILM	
7	第250条第1項第2号ロILM又は第250条第1項第3号ILM	
8	第250条第1項第4号ILM（保守的な見積値）	
9	オペレーショナル・リスク相当額 [1]×[5]	
10	オペレーショナル・リスク・アセットの額 [9]×12.5	

OR2	B I Cの構成要素	当期末	前期末	前々期末
1	ILD C $\text{Min}[\text{Abs}([2]-[3]), 2.25\% \times [4]] + [5]$			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	SC $\text{Max}([7], [8]) + \text{Max}([9], [10])$			
7	役務取引等収益			
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	FC $\text{Abs}([12]) + \text{Abs}([13])$			
12	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益			
13	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定以外の勘定のネット損益			
14	BI $[1] + [6] + [11]$			
15	B I C [14]×掛目(12%or15%or18%)			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むBI			
17	除外特例によって除外したBI $[16]-[14]$			

OR1	オペレーショナル・リスク損失の推移	当期末(イ)	前期末(ロ)	前々期末(ハ)	ハの前期末(ニ)	この前期末(ホ)	ホの前期末(ヘ)	ヘの前期末(ト)	トの前期末(チ)	チの前期末(リ)	リの前期末(ヌ)	直近10年間の平均(ル)
200万円を超える損失を累計したもの												
1	ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）											

その他	
-----	--

(注)

- 1 ILMの値は、小数点以下四位未満の端数があるときはこれを切り捨て、小数点以下四位まで記載する。
- 2 使用している計測方式に該当する表（OR2、OR1）及びOR3に記載する。
- 3 使用していない計測方式については記載を要しない(空欄)。
- 4 OR1において「損失の件数」が50件の場合は「50」と記載する(数字のみ。「特殊損失の件数」も同様)。
- 5 OR1において直近5年以上10年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近10年間」を「直近5年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
- 6 OR2において、下線は直近3年間の平均値を示す。
- 7 OR3において、該当する値がない場合には空欄とする。なお、[7]第250条第1項第2号ロILM又は第250条第1項第3号ILMに該当する値は常に「1」とする。
- 8 「その他」は必要に応じて記載する。例えば、第256条に定めるILM（行政庁指定ILM）を利用する際には、その旨を記載する。

単体自己資本比率(付表6-a)CVAリスク相当額

(年 月 期末)

(単位：千円)

合計表	CVAリスクの計測方法	当期末		前期末	
		リスク・アセットの額	CVAリスク相当額	リスク・アセットの額	CVAリスク相当額
a1	限定的なBA-CVA				
a2	完全なBA-CVA				
a3	SA-CVA				
a4	簡便法				
a5	合 計				

欄外注記

単体自己資本比率(付表6-b1)適格中央清算機関

(年 月 期末)

(単位：千円)

項目	当期末		前期末	
	エクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額	エクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額
トレードエクスポージャー				
1. 直接清算参加者				
2. 間接清算参加者				
(1) リスクウェイト2%が適用されるエクスポージャー				
(2) リスクウェイト4%が適用されるエクスポージャー				
小 計				
清算基金				

欄外注記

単体自己資本比率(付表6-b2)適格中央清算機関以外の中央清算機関

(年 月 期末)

(単位：千円)

項目	当期末		前期末	
	エクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額	エクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額
トレードエクスポージャー				
清算基金				

欄外注記

単体自己資本比率（付表7）証券化エクスポージャー関連内訳表

1. オン・バランス取引に係る証券化エクスポージャー

(単位：千円)

		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後							
		エクスポージャーの額	リスク・ウェイトの加重平均値 (%)	エクスポージャーの額	2層のうち重荷するエクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額	うちリスク・ウェイトの加重平均値 (%)			所要自己資本の総額に含めない部分 (控除部分) の信用リスク・アセットの額	左記のうち証券化取引に含めない部分 (控除部分) の信用リスク・アセットの額
							リスク・ウェイトの加重平均値 (%)	エクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額		
A	B (=E/C)	C	D	E	F (=B/D)	G	H	I	J		
オン・バランス取引に係る信用リスク・アセット計		1	(=2/8)								
信用リスク・アセットの額 (算出方法の例)		2	(=2/4)546(7)								
内部格付手法準拠方式適用分		3	(=15720+25+30+30+42+48+54+61+66+71+75+82+91+100+109)								
外部格付手法準拠方式適用分		4	(=15720+25+30+31+37+43+49+55+62+67+72+77+83+92+101+110)								
内部評価方式適用分		5	(=38+44+50+56+64+69+102+111)								
標準的手法準拠方式適用分		6	(=17+22+27+32+39+45+51+57+63+68+73+78+85+90+96+103+109+116+121+127)								
1250%のリスク・ウェイト適用分		7	(=18+23+28+33+40+46+52+58+64+69+74+79+86+92+97+104+107+113+116)								
信用リスク・アセットの額 (主体の例)		8	(=9+10+11+12)								
オリジネーターの場合		9	(=14+35+60+81+87)								
スポンサーの場合		10	(=19+41+65+90+96)								
オリジネーターかつスポンサーの場合		11	(=24+47+70+99+105)								
投資家の場合		12	(=29+53+75+108+114)								
A. 連結STL証券化		13	(=14+19+24+29)								
証券化 (オリジネーターの場合)		14									
内部格付手法準拠方式適用分		15									
外部格付手法準拠方式適用分		16									
標準的手法準拠方式適用分		17									
1250%のリスク・ウェイト適用分		18									
証券化 (スポンサーの場合)		19									
内部格付手法準拠方式適用分		20									
外部格付手法準拠方式適用分		21									
標準的手法準拠方式適用分		22									
1250%のリスク・ウェイト適用分		23									
証券化 (オリジネーターかつスポンサーの場合)		24									
内部格付手法準拠方式適用分		25									
外部格付手法準拠方式適用分		26									
標準的手法準拠方式適用分		27									
1250%のリスク・ウェイト適用分		28									
証券化 (投資家の場合)		29									
内部格付手法準拠方式適用分		30									
外部格付手法準拠方式適用分		31									
標準的手法準拠方式適用分		32									
1250%のリスク・ウェイト適用分		33									
B. 連結短期STL証券化		34	(=35+41+47+53)								
証券化 (オリジネーターの場合)		35									
内部格付手法準拠方式適用分		36									
外部格付手法準拠方式適用分		37									
内部評価方式適用分		38									
標準的手法準拠方式適用分		39									
1250%のリスク・ウェイト適用分		40									
証券化 (スポンサーの場合)		41									
内部格付手法準拠方式適用分		42									
外部格付手法準拠方式適用分		43									
内部評価方式適用分		44									
標準的手法準拠方式適用分		45									
1250%のリスク・ウェイト適用分		46									
証券化 (オリジネーターかつスポンサーの場合)		47									
内部格付手法準拠方式適用分		48									
外部格付手法準拠方式適用分		49									
内部評価方式適用分		50									
標準的手法準拠方式適用分		51									
1250%のリスク・ウェイト適用分		52									
証券化 (投資家の場合)		53									
内部格付手法準拠方式適用分		54									
外部格付手法準拠方式適用分		55									
内部評価方式適用分		56									
標準的手法準拠方式適用分		57									
1250%のリスク・ウェイト適用分		58									
C. 不良債権証券化		59	(=60+65+70+75)								
証券化 (オリジネーターの場合)		60									
内部格付手法準拠方式適用分		61									
外部格付手法準拠方式適用分		62									
標準的手法準拠方式適用分		63									
1250%のリスク・ウェイト適用分		64									
証券化 (スポンサーの場合)		65									
内部格付手法準拠方式適用分		66									
外部格付手法準拠方式適用分		67									
標準的手法準拠方式適用分		68									
1250%のリスク・ウェイト適用分		69									
証券化 (オリジネーターかつスポンサーの場合)		70									
内部格付手法準拠方式適用分		71									
外部格付手法準拠方式適用分		72									
標準的手法準拠方式適用分		73									
1250%のリスク・ウェイト適用分		74									
証券化 (投資家の場合)		75									
内部格付手法準拠方式適用分		76									
外部格付手法準拠方式適用分		77									
標準的手法準拠方式適用分		78									
1250%のリスク・ウェイト適用分		79									
D. A～C. に該当しない証券化		80	(=81+87+90+96+99+105+108+114)								
証券化 (オリジネーターの場合)		81									
内部格付手法準拠方式適用分		82									
外部格付手法準拠方式適用分		83									
内部評価方式適用分		84									
標準的手法準拠方式適用分		85									
1250%のリスク・ウェイト適用分		86									
再証券化 (オリジネーターの場合)		87									
標準的手法準拠方式適用分		88									
1250%のリスク・ウェイト適用分		89									
再証券化 (スポンサーの場合)		90									
内部格付手法準拠方式適用分		91									
外部格付手法準拠方式適用分		92									
内部評価方式適用分		93									
標準的手法準拠方式適用分		94									
1250%のリスク・ウェイト適用分		95									
再証券化 (投資家の場合)		96									
標準的手法準拠方式適用分		97									
1250%のリスク・ウェイト適用分		98									
再証券化 (オリジネーターかつスポンサーの場合)		99									
内部格付手法準拠方式適用分		100									
外部格付手法準拠方式適用分		101									
内部評価方式適用分		102									
標準的手法準拠方式適用分		103									

1250%のリスク・ウェイト適用分	104												
再証券化（オリジネーターかつスポンサーの場合）	105												
標準的手法準拠方式適用分	106												
1250%のリスク・ウェイト適用分	107												
証券化（投資家の場合）	108												
内部格付手法準拠方式適用分	109												
外部格付準拠方式適用分	110												
内部評価方式適用分	111												
標準的手法準拠方式適用分	112												
1250%のリスク・ウェイト適用分	113												
再証券化（投資家の場合）	114												
標準的手法準拠方式適用分	115												
1250%のリスク・ウェイト適用分	116												

2. オフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャー

信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後												
信用リスク削減効果適用後</												

3. 証券化エクスポージャーに係る総計

(単位：千円)												
信用リスク削減前 基準適用後	信用リスク削減効果適用後											
	クレジットリテンション最終残高											
	エクスポージャー の額	リスク・ウェイト の加重平均値(%)	エクスポージャー の額	C欄のうち重複する エクスポージャー の額	信用リスク・ア セットの額	リスク・ウェイト の加重平均値(%)	リスク・ウェイト に対して3を乗じ たエクスポ ージャーの額	信用リスク・ア セットの額	必要自己資本の総 額に含めない部分 (控除部分)の残 高クレジット・ア セットの額	左記のうち証券 化取引に伴い増加 した自己資本に係 る控除額の信用リ スク・アセットの 額	J	K
A	B(=E/C)	C	D	E	F(=BxD)	G	H	I	J	K	L	
証券化エクスポージャーに係る総計	1	(=2/3)										
オン・バランス取引	2	(=1、オン・バ ランス)										
オフ・バランス取引	3	(=2、オフ・バ ランス)										

- (注)
- 「A. 適格STC証券化」は、適格STC要件を満たすエクスポージャーを対象とすること。
 - 「B. 適格短期STC証券化」は、適格短期STC要件を満たすエクスポージャーを対象とすること。
 - 「C. 不良債権証券化」は、不良債権証券化の要件を満たすエクスポージャーを対象とすること。
 - 「D. A～Cに該当しない証券化」は、適格STC、適格短期STC、及び不良債権証券化の何れも適用されないエクスポージャーを対象とすること。
 - 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」は、計算したうえ四捨五入により小数点以下二桁で記載すること。（除算の分母が零である場合は空欄とする）
 - 「うちリスクリテンション規制抵触分」には、「商業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号）第224条第3項の要件のいずれも満たさない証券化エクスポージャーを対象として記載すること。
 - ＜2. オフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャー＞には派生商品取引に係る証券化エクスポージャーを含んで記載すること。

単体自己資本比率(付表8) マーケット・リスク相当額内訳表

(年 月 期末)		(単位：千円、回数)	
合計表	マーケット・リスク相当額	当期末	前期末
a1	マーケット・リスク相当額の合計 (b12+c16-c13+d6)		
a2	マーケット・リスク量 (a1)を8%で除して得た額)		

MR1	標準的方式によるマーケット・リスク相当額	当期末	前期末
b1	一般金利リスク		
b2	株式リスク		
b3	コモディティ・リスク		
b4	外国為替リスク		
b5	信用スプレッド・リスク (非証券化商品)		
b6	信用スプレッド・リスク (証券化商品 (非CTP))		
b7	信用スプレッド・リスク (証券化商品 (CTP))		
b8	デフォルト・リスク (非証券化商品)		
b9	デフォルト・リスク (証券化商品 (非CTP))		
b10	デフォルト・リスク (証券化商品 (CTP))		
b11	残余リスク・アドオン		
	その他		
b12	合計		

MR2	内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスティングの超過回数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直近十二週間の値	
			当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
c1	制約がない期待ジョット・フォク(MOC(D))								
c2	リスク・クラス	一般金利リスク							
c3		株式リスク							
c4		コモディティ・リスク							
c5		外国為替リスク							
c6		信用スプレッド・リスク							
c7	制約がある期待ジョット・フォク(MOC(D))								
c8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額(MOC)								
c9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額(SES)								
c10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額(DRC)								
c11	ブロー・ゾーンに分類されたトレード・インゲ・デ・リスクの資本サーチャージの額								
c12	グリーン・ゾーン及びブロー・ゾーンに分類されたトレード・インゲ・デ・リスクのマーケット・リスク相当額 (イ)								
c13	内部モデルを使用しないトレード・インゲ・デ・リスクのマーケット・リスク相当額(Du) (ロ)								
c14	グリーン・ゾーン及びブロー・ゾーンに分類されたトレード・インゲ・デ・リスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスク相当額から標準的方式により算出されたマーケット・リスク相当額を控除した額 (ハ)								
c15	全てのトレード・インゲ・デ・リスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク相当額(Skill desk) (ニ)								
c16	マーケット・リスク相当額の合計額(AGRtotal) min((イ)+(ロ)、(ニ))+max(0,(ハ))								

MR3	簡易的方式によるマーケット・リスク相当額	当期末				合計	前期末			
		オプション取引以外の取引	オプション取引				オプション取引以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算出した金額	デルタ・プラス法により算出した額	シナリオ法により算出した額			簡便法により算出した金額	デルタ・プラス法により算出した額	シナリオ法により算出した額
d1	金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額									
d2	株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額									
d3	コモディティ・リスクの額									
d4	外国為替リスクの額									
d5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額									
d6	合計（d1+d2+d3+d4+d5）									

(注)

- 1 本表は、産業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年3月23日金融庁・農林水産省告示第5号）における別紙様式第1号の2（注）に従い、記録する。
- 2 マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用する金融機関は、記載を要しない(空欄)。
- 3 使用している計測方法の該当する表 (MR1、MR2、MR3) 及び合計表に記載する。
- 4 使用していない計測方法については記載を要しない(空欄)。
- 5 バック・テスティングの超過回数が5回の場合は「5」と記載する(数字のみ)。

○ 年 度 連 結 決 算 速 報

信用漁業協同組合連合会

1. 比較貸借対照表	
2. 比較損益計算書	
3. 剰余金処分案	
4. 連結自己資本比率	
5. 連結開示債権の状況	

(記載上の注意)

- 1. 各表の金額単位未満の端数は、切り捨てて表示するものとする。
- 2. 各表中該当金額がない場合は「－」、単位未満の場合は「0」と記載するものとする。
- 3. 増減率、利回り等の比率は、特に注記がない限り小数点以下第3位以下を切り捨てて表示するものとする。

1. 比較貸借対照表

信漁連
(単位：千円)

科 目		期 末 残 高				平 均 残 高			
		当 期	前 期	対前期増▲減		当 期	前 期	対前期増▲減	
				金 額	比率			金 額	比率
資 産	現 金				%				%
	預 け 金								
	買 現 先 勘 定								
	買 入 手 形								
	買入金銭債権								
	金 銭 の 信 託								
	商品有価証券								
	有 価 証 券								
	貸 出 金								
	そ の 他 資 産								
	固 定 資 産								
	外 部 出 資								
	退職給付に係る資産								
	繰延税金資産								
	再評価に係る繰延税金資産								
	連結調整勘定								
	債務保証見返								
	貸倒引当金(△)								
	合 計								
負 債 及 び 資 本	貯 金								
	譲 渡 性 貯 金								
	売 現 先 勘 定								
	売 渡 手 形								
	借 用 金								
	代理業務勘定								
	そ の 他 負 債								
	諸 引 当 金								
	繰延税金負債								
	再評価に係る繰延税金負債								
	連結調整勘定								
	債 務 保 証								
	非支配株主持分								
	資 本 勘 定								
	自 己 株 式								
	(損 益 差 額)								
	合 計								

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に

注記すること。

2. 比較損益計算書

信漁連

(単位：千円)

科 目	損 失 の 部				科 目	収 益 の 部			
	当 期	前 期	対前期増減 金 額	比率		当 期	前 期	対前期増減 金 額	比率
経 常 費 用				%	経 常 収 益				%
事 業 費 用					事 業 収 益				
貯 金 利 息					貸 出 金 利 息				
譲 渡 性 貯 金 利 息					預 け 金 利 息				
借 入 金 利 息					有価証券利息配当金				
売 現 先 利 息					買 現 先 利 息				
売 渡 手 形 利 息					買 入 手 形 利 息				
金利スワップ支払利息					金利スワップ受入利息				
外国為替支払利息					外国為替受入利息				
支 払 雑 利 息					受 入 雑 利 息				
支 払 奨 励 金					受 取 奨 励 金				
内国為替支払手数料					受 取 特 別 配 当 金				
外国為替支払手数料					内国為替受入手数料				
その他支払手数料					外国為替受入手数料				
その他の役務取引等費用					その他受入手数料				
融 資 保 険 料					その他の役務取引等収益				
支 払 助 成 金					受 取 出 資 配 当 金				
外国為替売買損					受 取 助 成 金				
外国通貨売却損					外国為替売買益				
商品有価証券売買損					外国通貨売却益				
国債等債券売却損					商品有価証券売買益				
国債等債券償還損					国債等債券売却益				
国債等債券償却					国債等債券償還益				
国債等債券評価損					金 融 派 生 商 品				
金 融 派 生 商 品					国債等債券評価修正益				
有価証券借入料					有価証券貸付料				
事業推進費									
債 権 管 理 費									
事業管理費									
臨 時 費 用					臨 時 収 益				
貸倒引当金繰入額					株 式 等 売 却 益				
貸倒引当金戻入益	△	△			貸倒引当金戻入益				
貸 出 金 償 却					償却債権取立益				
株 式 等 売 却 損					株式等評価修正益				
株 式 等 償 却					金銭の信託運用益				
株式等評価損					賃 貸 料				
金銭の信託運用損					雑 収 入				
退 職 給 付 金					繰入教育情報資金				
雑 損 失									
特 別 損 失					特 別 利 益				
固定資産処分損					固定資産処分益				
減 損 損 失					その他の特別利益				
その他の特別損失									
費 用 計									
税 引 前 当 期 利 益 (又は税引前当期損失)									
法人税、住民税及び事業税									
法 人 税 等 調 整 額									
非支配株主に帰属する当 期純利益									
(又は非支配株主に帰属 する当期純損失)									
連結調整勘定償却									
当 期 剰 余 金									

(又は当期損失金)									
合	計					合	計		

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に注記すること。

3. 連結剰余金

信漁連
(単位：千円)

科 目	金 額
(資本剰余金の部)	
1 資 本 剰 余 金 期 首 残 高	
2 資 本 剰 余 金 増 加 高	
・ ・ ・ ・ ・	
3 資 本 剰 余 金 減 少 高	
・ ・ ・ ・ ・	
4 資 本 剰 余 金 期 末 残 高	
(利益剰余金の部)	
1 利 益 剰 余 金 期 首 残 高	
2 利 益 剰 余 金 増 加 高	
当 期 剰 余 金	
・ ・ ・ ・ ・	
3 利 益 剰 余 金 減 少 額	
配 当 金	
・ ・ ・ ・ ・	
4 利 益 剰 余 金 期 末 残 高	

4. 連結自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法

(単位 千円、%)

項目	当期末	前期末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額		
うち、為替換算調整勘定		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		
特定項目に係る15パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		

コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）		
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額		
資産（オン・バランス）項目		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		
オフ・バランス項目		
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額		
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
勘定間の振替分		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		
資本フロア調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）		
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%	%

- （注1）CVAリスクに関する記載：（使用している場合＝1、使用していない場合＝2）
簡便法
BA-CVA
SA-CVA
- （注2）オフ・バランス取引並びに派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額に関する記載：（使用している場合＝1、使用していない場合＝2）
カレント・エクスポージャー方式
SA-CCR
エクスポージャー変動額推計モデル
期待エクスポージャー方式
- （注3）マーケット・リスク相当額不算入の特例に関する記載：（適用している＝1、適用していない＝2）
- （注4）マーケット・リスクに関する記載：（使用している場合＝1、使用していない場合＝2）
簡易的方式
標準的方式
内部モデル方式
- （注5）マーケット・リスクに関するトレーディング・デスク数を記載すること。
標準的方式
内部モデル方式
- （注6）オペレーショナル・リスクに関する記載：（使用している場合＝1、使用していない場合＝2）
BIの算出においてより保守的な算式を利用
ILMはグループ全体又は漁業協同組合及び信用漁業協同組合連合会において「内部損失データ」を使用
ILMは一部の子会社等において「内部損失データ」を使用
ILMはグループ全体又は漁業協同組合及び信用漁業協同組合連合会において「1」を使用
ILMは一部の子会社等において「1」を使用
ILMはグループ全体又は漁業協同組合及び信用漁業協同組合連合会において「保守的な見積値」を使用
ILMは一部の子会社等において「保守的な見積値」を使用
ILMはグループ全体又は漁業協同組合及び信用漁業協同組合連合会において「金融庁長官及び農林水産大臣が指定する値」を使用
ILMは一部の子会社等において「金融庁長官及び農林水産大臣が指定する値」を使用
- （記載上の注意）
1. この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第92条第1項及び第100条第1項において準用する法第11条の8第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
3. 令和7年3月31日以降最初に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。
4. 適及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。
5. 他の金融機関等（「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第3号）第13条第4項に規定する「他の金融機関等」をいう。）の対象資本等調達手段の額について、以下の表に記載すること。

（単位：千円）

区分	残高（末残）
対象普通出資等（に相当するもの）	
農林中央金庫の対象資本調達手段	
対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のもの（に相当するもの）	
その他外部TLAC関連調達手段	
うち、経過措置対象その他外部TLAC関連調達手段であって、経過措置（10年間）により150パー	

セメントのリスク・ウェイトを適用していない額	
うち、国内TLAC規制対象会社の同順位商品であって、経過措置（5年間）により150パーセントのリスク・ウェイトを適用していない額	

6. みなし計算を適用して計算した信用リスク・アセットの額の合計額について、方式別にその内訳を以下の表に記載すること（方式名は告示と異なる）。

（単位：千円）

方式	信用リスク・アセットの額
ルック・スルー方式	
マシデット方式	
蓋然性方式	
フォール・バック方式	
合計	

7. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額について、方式別にその内訳を以下の表に記載すること。

（単位：千円）

方式	信用リスク・アセットの額
内部格付手法準拠方式	
外部格付準拠方式	
内部評価方式	
標準的手法準拠方式	
合計	

8. 証券化エクスポージャーのうちリスクリテンション規制抵触分及び適格STC要件等の充足分について、その内訳を以下の表に記載すること。

（単位：千円）

区分	信用リスク・アセットの額
リスクリテンション規制抵触分	
適格STC要件充足分	
適格短期STC要件充足分	
不良債権証券化要件充足分	

9. 商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定（当期末時点）について記載すること。

（単位：千円、％）

区分	当期末残高
商品有価証券	
売付商品債権	
計（A）	
総資産（B）	
比率（A/B）	%

10. 外国為替リスク・カテゴリーのネット・ポジション等の額（登記末時点）について記載すること。

（単位：千円、％）

区分	当期末残高
(1) 信用リスク・アセットの額	
(2) オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	
(3) 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額	
(4) 比率 (3) / ((1) + (2) + (3))	%

11. 上記10について、明らかに(3)が1,000億円未満、かつ、(4)が10%未満である場合には、上記10の記載はblankとし、右記に「1」を記載すること。
 なお、上記10に記載がある場合、11はblankとする。

--

連結自己資本比率（付表１）信用リスク・アセット残高内訳表

(年 月期末)		当期末										前期末										(単位：千円)	
項 目	131・141 (%)	CCF・信用137削減効果適用前					CCF・信用137削減効果適用後					CCF・信用137削減効果適用前					CCF・信用137削減効果適用後						
		オン・バラン ス 資産項目		オフ・バラン ス 資産項目		信用リスク・ アセットの額	オン・バラン ス 資産項目		オフ・バラン ス 資産項目		信用リスク・ アセットの額	オン・バラン ス 資産項目		オフ・バラン ス 資産項目		信用リスク・ アセットの額	オン・バラン ス 資産項目		オフ・バラン ス 資産項目		信用リスク・ アセットの額		
		A	B	C	D		E	F(=E/(C+D))	A'	B'		C'	D'	E'	F'(=E'/(C'+D'))		A''	B''	C''	D''		E''	F''(=E''/(C''+D''))
1 現金	0																						
2 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0																						
3 外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150																						
4 国際決済銀行等向け	0																						
5 我が国の地方公共団体向け	0																						
6 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150																						
7 国際開発銀行向け	0～150																						
8 地方公共団体金融機構向け	10～20																						
9 我が国の政府関係機関向け	10～20																						
10 地方三公社向け	20																						
11 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150																						
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20～150																						
12 カバード・ボンド向け	10～100																						
13 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150																						
(うち特定貸付債権向け)	20～150																						
14 中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100																						
(うちトランザクター向け)	45																						
15 不動産関連向け	20～150																						
(うち自己居住用不動産等向け)	20～75																						
(うち賃貸用不動産向け)	30～150																						
(うち事業用不動産関連向け)	70～150																						
(うちその他不動産関連向け)	60																						
(うちADC向け)	100～150																						
16 劣後債権及びその他資本性証券等	150																						
17 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150																						
18 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100																						
19 取立未済手形	20																						
20 信用保証協会等による保証付	0～10																						
21 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10																						
22 株式等	250～400																						
23 上記以外	100～1250																						
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250																						
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAに関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400																						
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250																						
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250																						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に関するエクスポージャー)	250																						
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に係るエクスポージャー)	150																						
(うち右記以外のエクスポージャー)	100																						
24 証券化	-																						
(うちSTC要件適用分)	-																						
(うち短期STC要件適用分)	-																						
(うち不良債権証券化適用分)	-																						
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-																						
25 再証券化	-																						
26 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-																						
27 未決済取引	-																						
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る延滞等によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-																						
合計（信用リスク・アセットの額）	-																						

(注)
標準的手法を適用する部分において過格金融資産担保取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：
(用いない＝0、簡便手法＝1、包括的手法＝2)

(記載上の留意事項)

1. 本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目等について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。
2. 本表における計数は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
3. 本表における計数は、その損益又は評価額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
4. 「オン・バランス資産項目」は、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。ただし、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額の算出においてSA-CCE又は期待エクスポージャー方式を用いている場合には、「CCF・信用137削減効果適用前」の欄には金融機関が用いた手法で算出され、信用リスク・アセットの額の計算に用いる与信相当額に係る計数を記載すること。
5. 「CCF・信用137削減効果適用前」の「オフ・バランス資産項目」の金額には、CCF（オフ・バランス取引に係る想定元本額に乘じる掛目）を適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引当額又は他のオフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。
6. 保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債権者の「項目」として記載する。（保証人等の項目としては記載しない。）
7. ローン・パーティシパレーション取引において参加利益を購入した場合は、原債権者の項目として適用されるリスク・ウェイト（原債権者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。
8. 「131・141の加重平均値(N)」は、除算をしたうえ四捨五入により整数で記載する。（除算の分母が零である場合は空白とし、欄外にその旨を記載する。）
9. 項目1～26は、経過措置を適用する前の額（完全実施ベース）を記載する。ただし、記載する計数は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」（平成25年3月8日金融庁・農林水産省告示第1号）附則第10条第4項の規定に係る額に限る。
10. 「11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け」のうち第一種金融商品取引業者は、パーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。
11. 「13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」には、「14. 中堅中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。なお、85%のリスク・ウェイトが適用される中堅中小企業等向けエクスポージャーに係る額は、「13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）」に記載すること。
12. 「17. 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）」には、延滞エクスポージャー（自己居住用不動産等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）を記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。
13. 「20. 信用保証協会等による保証付」の対象は、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。
14. 「21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」の対象は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社日本大東興業事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。
15. 「23. 上記以外」の「（うち上記以外のエクスポージャー）」には、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年3月28日金融庁・農林水産省告示第3号）において「（右記以外のエクスポージャー）」として、リスク・ウェイトを100%と定めているエクスポージャーを記載する。
16. 「24. 証券化」の「（STC要件適用分）」は過格STC要件を満たすエクスポージャー、「（短期STC要件適用分）」は過格短期STC要件を満たすエクスポージャー、「（不良債権証券化適用分）」は不良債権証券化要件を満たすエクスポージャー、「（STC・不良債権証券化適用対象外分）」は過格STC、過格短期STC及び不良債権証券化を適用しないエクスポージャーをそれぞれ対象とする。
17. 「26. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。
「信用137削減効果適用前の資産の額」はリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。
また、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額、信用リスク・アセットの額の内訳を以下に記載すること。なお、当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引当額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

計算方式	当期末	
	信用137削減効果適用前 のエクスポージャーの額	信用137削減効果適用後 のエクスポージャーの額

ルック・スルー方式		
マंडレート方式		
蓋然性方式（250%）		
蓋然性方式（400%）		
フォールバック方式（1250%）		

18. 「28. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスト・アセットの額に算入されなかったものの額」には、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件」
 附則第10条第4項の規定に従いリスト・アセットの額に算入されなかった額（減算された額）を記載する。

連結自己資本比率(付表2) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイトの区分	(年 月期末)				前期末			
	当期末			資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）	前期末			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（％）		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値（％）	
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
1 40%未満								
2 40%～70%								
3 75%								
4 80%								
5 85%								
6 90%～100%								
7 105%～130%								
8 150%								
9 250%								
10 400%								
11 1250%								
12 その他								
合 計								

- (注)
- 1 本表の計数に含まれる「資産の額」は、個別貸倒引当金・特定海外債権引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。
 - 2 本表の計数に含まれる「資産の額」については、その損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。
 - 3 本表には、「(付表1)信用リスク・アセット残高内訳表」の項番1「現金」から項番22「株式等」までに対応する計数を記載すること。
 - 4 「オン・バランス資産項目」の金額には、派生商品取引及び長期決済期間の与信相当額も含めること。
 - 5 「オフ・バランス資産項目」の金額には、CCFを適用する対象となるオフ・バランス取引項目の信用供与枠の未引出額又はその他オフ・バランス取引項目に係る想定元本額を記載すること。
 - 6 「CCFの加重平均値（％）」には、CCFを適用し信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前のオフ・バランス資産項目の額で除して得た比率を記載する。
 - 7 項目1～12には、信用リスク・アセットの額の算出において最終的に適用され、かつ、経過措置を適用する前のリスク・ウェイトの区分（完全実施ベース）に応じた額を記載する。

--

連結自己資本比率（付表3）派生商品取引内訳表

（ 年 月期末）

（単位：千円）

項目	当期末			前期末		
	想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
カレント・エクスポート方式						
1 外国為替関連取引						
(1) 異種通貨間の金利スワップ						
(2) 為替先渡取引（F X A）						
(3) 先物外国為替取引						
(4) 通貨先物取引						
(5) 通貨先物オプションの買い						
(6) その他						
〔参 考〕 通貨オプションの売り						
小計						
2 金利関連取引						
(1) 同一通貨間の金利スワップ						
(2) 金利先渡取引（F R A）						
(3) 金利先物取引						
(4) 金利オプションの買い						
(5) その他						
〔参 考〕 金利オプションの売り						
小計						
3 金関連取引						
4 株式関連取引						
5 貴金属（金を除く。）関連取引						
6 その他のコモディティ関連取引						
7 クレジット・デリバティブ取引▼（カウンター・パーティー・リスク）						
一括清算ネットティング契約による与信相当額 削減効果（▲）						
S A - C C R						
1 マージン・アグリーメントを締結していない場合						
(1) R C						
(2) P F E						
2 マージン・アグリーメントを締結している場合						
(1) R C						
(2) P F E						
3 単一のマージン・アグリーメントが複数のネットティング・セットを対象とする場合						
(1) R C						
(2) P F E						
期待エクスポート方式						
合 計						

（記載上の注意）

- 各〔参 考〕欄は、外書とする。
- S A - C C Rの各項目のうち、「(1) R C」及び「(2) P F E」には、1.4を乗じる前の額を記載すること。
- 平成26年3月31日以後最初に提出する場合の「前期末」欄については、記入を要しない。
- 過及適用又は誤謬(びゆう)の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

連結自己資本比率(付表5)オペレーショナル・リスク相当額内訳表

(年 月 期末) (単位：千円、件)		
OR3	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要	当期末
1	B1 C合計値 [2]+[3]+[4]	
2	第250条第1項第1号ILM又は第250条第1項第2号イILMに対応するB1C	
3	第250条第1項第2号ロILM又は第250条第1項第3号ILMに対応するB1C	
4	第250条第1項第4号ILM（保守的な見積値）に対応するB1C	
5	1 L M加重平均値 $((2) \times [6] + (3) \times [7] + (4) \times [8]) / [1]$	
6	第250条第1項第1号ILM又は第250条第1項第2号イILM	
7	第250条第1項第2号ロILM又は第250条第1項第3号ILM	
8	第250条第1項第4号ILM（保守的な見積値）	
9	オペレーショナル・リスク相当額 [1] × [5]	
10	オペレーショナル・リスク・アセットの額 [9] × 12.5	

OR2	B1 Cの構成要素	当期末	前期末	前々期末
1	I L D C $\text{Min}[\text{Abs}([2]-[3]), 2.25\% \times [4]] + [5]$			
2	資金運用収益			
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	S C $\text{Max}([7], [8]) + \text{Max}([9], [10])$			
7	役務取引等収益			
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	F C $\text{Abs}([12]) + \text{Abs}([13])$			
12	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定のネット損益			
13	商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定以外の勘定のネット損益			
14	B1 [1] + [6] + [11]			
15	B1 C [14] × 掛目(12%or 15%or 18%)			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含むB1			
17	除外特例によって除外したB1 [16] - [14]			

OR1	オペレーショナル・リスク損失の推移	当期末(イ)	前期末(ロ)	前々期末(ハ)	ハの前期末(ニ)	ニの前期末(ホ)	ホの前期末(ヘ)	ヘの前期末(ト)	トの前期末(チ)	チの前期末(リ)	リの前期末(ヌ)	直近10年間の平均(ル)
200万円を超える損失を集計したもの												
1	ネットの損失の合計額（特殊損失控除前）											
2	損失の件数											
3	特殊損失の総額											
4	特殊損失の件数											
5	ネットの損失の合計額（特殊損失控除後）											

その他	
-----	--

(注)

- 1 ILMの値は、小数点以下四位未満の端数があるときはこれを切り捨て、小数点以下四位まで記載する。
- 2 使用している計測方式に該当する表（OR2、OR1）及びOR3に記載する。
- 3 使用していない計測方式については記載を要しない(空欄)。
- 4 OR1において「損失の件数」が50件の場合は「50」と記載する(数字のみ。「特殊損失の件数」も同様)。
- 5 OR1において直近5年以上10年未満の内部損失データを用いて、オペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近10年間」を「直近5年以上の計測期間」と読み替えるものとする。
- 6 OR2において、下線は直近3年間の平均値を示す。
- 7 OR3において、該当する値がない場合には空欄とする。なお、[7]第250条第1項第2号ロILM又は第250条第1項第3号ILMに該当する値は常に「1」とする。
- 8 「その他」は必要に応じて記載する。例えば、第256条に定めるILM（行政庁指定ILM）を利用する際には、その旨を記載する。

連結自己資本比率(付表6-a)CVAリスク相当額

(年 月 期末)

(単位：千円)

合計表	CVAリスクの計測方法	当期末		前期末	
		リスク・アセットの額	CVAリスク相当額	リスク・アセットの額	CVAリスク相当額
a1	限定的なBA-CVA				
a2	完全なBA-CVA				
a3	SA-CVA				
a4	簡便法				
a5	合 計				

欄外注記

連結自己資本比率(付表6-b1)適格中央清算機関

(年 月 期末)

(単位：千円)

項目	当期末		前期末	
	エクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額	エクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額
トレードエクスポージャー				
1. 直接清算参加者				
2. 間接清算参加者				
(1) リスクウェイト2%が適用されるエクスポージャー				
(2) リスクウェイト4%が適用されるエクスポージャー				
小 計				
清算基金				

欄外注記

連結自己資本比率(付表6-b2)適格中央清算機関以外の中央清算機関

(年 月 期末)

(単位：千円)

項目	当期末		前期末	
	エクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額	エクスポージャーの額	信用リスク・アセットの額
トレードエクスポージャー				
清算基金				

欄外注記

連結自己資本比率（付表7）証券化エクスポージャー関連内訳表
1. オン・バランス取引に係る証券化エクスポージャー

(単位：千円)

		信用リスク削減効果発生期間				信用リスク削減効果適用後									
		信用リスク・アセットの額 の加重平均値 (%)				うちリスク・ウェイトの加重平均値 (%)			必要自己資本の総額に含めない部分（控除部分）の信用リスク・アセットの額		左記のうち証券化取引に係る増加した自己資本に係る控除額の信用リスク・アセットの額				
						A	B (=E/C)	C					D	E	F (=H/G)
オン・バランス取引に係る信用リスク・アセット計		1	(=2+8)												
信用リスク・アセットの額（算出方法の例）		2	(=3+4+5+6+7)												
内部格付手法準拠方式適用分		3	(=15720+25+30+36+42+48+54+61+66+71+78+82+91+100+109)												
外部格付準拠方式適用分		4	(=15721+28+31+37+43+49+55+62+67+72+77+83+92+101+110)												
内部評価方式適用分		5	(=38+44+50+56+64+93+102+111)												
標準的手法準拠方式適用分		6	(=1722+27+32+39+45+51+57+63+68+73+79+85+90+97+103+106+112+115)												
150%のリスク・ウェイト適用分		7	(=18+23+28+33+40+46+52+58+64+69+74+79+86+92+98+104+107+113+116)												
信用リスク・アセットの額（主体の例）		8	(=9+10+11+12)												
オリジネーターの場合		9	(=14+35+60+81+87)												
スポンサーの場合		10	(=19+41+65+90+96)												
オリジネーターかつスポンサーの場合		11	(=24+47+70+99+105)												
投資家の場合		12	(=29+53+75+108+114)												
A. 連結STL証券化		13	(=1+14+19+24+29)												
証券化（オリジネーターの場合）		14													
内部格付手法準拠方式適用分		15													
外部格付準拠方式適用分		16													
標準的手法準拠方式適用分		17													
150%のリスク・ウェイト適用分		18													
証券化（スポンサーの場合）		19													
内部格付手法準拠方式適用分		20													
外部格付準拠方式適用分		21													
標準的手法準拠方式適用分		22													
150%のリスク・ウェイト適用分		23													
証券化（オリジネーターかつスポンサーの場合）		24													
内部格付手法準拠方式適用分		25													
外部格付準拠方式適用分		26													
標準的手法準拠方式適用分		27													
150%のリスク・ウェイト適用分		28													
証券化（投資家の場合）		29													
内部格付手法準拠方式適用分		30													
外部格付準拠方式適用分		31													
標準的手法準拠方式適用分		32													
150%のリスク・ウェイト適用分		33													
B. 連結短期STL証券化		34	(=35+41+47+53)												
証券化（オリジネーターの場合）		35													
内部格付手法準拠方式適用分		36													
外部格付準拠方式適用分		37													
内部評価方式適用分		38													
標準的手法準拠方式適用分		39													
150%のリスク・ウェイト適用分		40													
証券化（スポンサーの場合）		41													
内部格付手法準拠方式適用分		42													
外部格付準拠方式適用分		43													
内部評価方式適用分		44													
標準的手法準拠方式適用分		45													
150%のリスク・ウェイト適用分		46													
証券化（オリジネーターかつスポンサーの場合）		47													
内部格付手法準拠方式適用分		48													
外部格付準拠方式適用分		49													
内部評価方式適用分		50													
標準的手法準拠方式適用分		51													
150%のリスク・ウェイト適用分		52													
証券化（投資家の場合）		53													
内部格付手法準拠方式適用分		54													
外部格付準拠方式適用分		55													
内部評価方式適用分		56													
標準的手法準拠方式適用分		57													
150%のリスク・ウェイト適用分		58													
C. 不良債権証券化		59	(=60+65+70+75)												
証券化（オリジネーターの場合）		60													
内部格付手法準拠方式適用分		61													
外部格付準拠方式適用分		62													
標準的手法準拠方式適用分		63													
150%のリスク・ウェイト適用分		64													
証券化（スポンサーの場合）		65													
内部格付手法準拠方式適用分		66													
外部格付準拠方式適用分		67													
標準的手法準拠方式適用分		68													
150%のリスク・ウェイト適用分		69													
証券化（オリジネーターかつスポンサーの場合）		70													
内部格付手法準拠方式適用分		71													
外部格付準拠方式適用分		72													
標準的手法準拠方式適用分		73													
150%のリスク・ウェイト適用分		74													
証券化（投資家の場合）		75													
内部格付手法準拠方式適用分		76													
外部格付準拠方式適用分		77													
標準的手法準拠方式適用分		78													
150%のリスク・ウェイト適用分		79													
D. A. ～C. に該当しない証券化		80	(=81+87+90+96+99+105+108+114)												
証券化（オリジネーターの場合）		81													
内部格付手法準拠方式適用分		82													
外部格付準拠方式適用分		83													
内部評価方式適用分		84													
標準的手法準拠方式適用分		85													
150%のリスク・ウェイト適用分		86													
再証券化（オリジネーターの場合）		87													
標準的手法準拠方式適用分		88													
150%のリスク・ウェイト適用分		89													
証券化（スポンサーの場合）		90													
内部格付手法準拠方式適用分		91													
外部格付準拠方式適用分		92													
内部評価方式適用分		93													
標準的手法準拠方式適用分		94													
150%のリスク・ウェイト適用分		95													

再証券化（スポンサーの場合）	96												
標準的手法準拠方式適用分	97												
1250%のリスク・ウェイト適用分	98												
証券化（オリジネーターかつスポンサーの場合）	99												
内部格付手法準拠方式適用分	100												
外部格付手法準拠方式適用分	101												
内部評価方式適用分	102												
標準的手法準拠方式適用分	103												
1250%のリスク・ウェイト適用分	104												
再証券化（オリジネーターかつスポンサーの場合）	105												
標準的手法準拠方式適用分	106												
1250%のリスク・ウェイト適用分	107												
証券化（投資家の場合）	108												
内部格付手法準拠方式適用分	109												
外部格付手法準拠方式適用分	110												
内部評価方式適用分	111												
標準的手法準拠方式適用分	112												
1250%のリスク・ウェイト適用分	113												
再証券化（投資家の場合）	114												
標準的手法準拠方式適用分	115												
1250%のリスク・ウェイト適用分	116												

8. オフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャー													(単位：千円)	
オフ・バランス取引に係る信用リスク・アセット額		信用リスク削減効果 差引効果		信用リスク削減効果適用後										
				うちリスクアテンション値削減効果分								信用リスク・ア セットの額		
				エクスポージャーの 額		リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)		エクスポージャーの 額		左記のうち重算する エクスポージャーの 額				
				A	B (=E/C)	C	D	E	F (=B/D)	G	H			I
適格なセーフ・ハーバー・エクスポージャーの総額と異なるうち、未実行部分		1		1 (=G×J)										
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー		2												
		3												

9. 証券化エクスポージャーに係る総計													(単位：千円)	
証券化エクスポージャーに係る総計		信用リスク削減効果 差引効果	信用リスク削減効果適用後											
			うちリスクアテンション値削減効果分								所要自己資本の総額に含めない部分 (控除部分) の信用リスク・アセットの額		左記のうち証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額の信用リスク・アセットの額	
			エクスポージャーの額		リスク・ウェイトの加重平均値 (%)		信用リスク・アセットの額		リスク・ウェイトの加重平均値 (%)					
			A	B (=E/C)	C	D	E	F (=B/D)	G	H				
証券化エクスポージャーに係る総計		1	(=G×J)											
オフ・バランス取引		2	(=J - オフ・バランス 1)											
オフ・バランス取引		3	(=A - オフ・バランス 1)											

(注)

- ・「A. 適格STC証券化」は、適格STC要件を満たすエクスポージャーを対象とすること。
- ・「B. 適格短期STC証券化」は、適格短期STC要件を満たすエクスポージャーを対象とすること。
- ・「C. 不良債権証券化」は、不良債権証券化の要件を満たすエクスポージャーを対象とすること。
- ・「D. A～Cに該当しない証券化」は、適格STC、適格短期STC、及び不良債権証券化の何れも適用されないエクスポージャーを対象とすること。
- ・「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」は、除算したうえ四捨五人により小数点以下二桁で記載すること。（除算の分母が零である場合は空欄とする）
- ・「うちリスクアテンション値削減効果分」には、「適格信用組合等がその経営の健全性を判断するための結果」（平成18年3月30日金融庁・農林水産省告示第3号）第224条第3項の要件のいずれも満たさない証券化エクスポージャーを対象として記載すること。
- ・＜2. オフ・バランス取引に係る証券化エクスポージャー＞には派生商品取引に係る証券化エクスポージャーを含んで記載すること。

連結自己資本比率(付表8) マーケット・リスク相当額内訳表

(年 月 期末)		(単位：千円、回数)	
合計表	マーケット・リスク相当額	当期末	前期末
a1	マーケット・リスク相当額の合計 (b12+c16-e13+d6)		
a2	マーケット・リスク量 (a1を8%で除して得た額)		

MR1	標準的方式によるマーケット・リスク相当額	当期末	前期末
b1	一般金利リスク		
b2	株式リスク		
b3	コモディティ・リスク		
b4	外国為替リスク		
b5	信用スプレッド・リスク (非証券化商品)		
b6	信用スプレッド・リスク (証券化商品 (非CTP))		
b7	信用スプレッド・リスク (証券化商品 (CTP))		
b8	デフォルト・リスク (非証券化商品)		
b9	デフォルト・リスク (証券化商品 (非CTP))		
b10	デフォルト・リスク (証券化商品 (CTP))		
b11	残余リスク・アドオン		
	その他		
b12	合計		

MR2	内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額		算出基準日を含む直近十二週間 (算出基準日を含む直近六十営業日) の値				バック・テスティングの超過回数 (99.0%)	前期の算出基準日を含む直近十二週間の値	
			当期末	平均値	最大値	最小値		前期末	平均値
c1	制約がない期待リターン・ファクター(IMOC(I))								
c2	リスク・クラス	一般金利リスク							
c3		株式リスク							
c4		コモディティ・リスク							
c5		外国為替リスク							
c6		信用スプレッド・リスク							
c7	制約がある期待リターン・ファクター(IMOC(II))								
c8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額(IMOC)								
c9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク相当額(SES)								
c10	デルタ・リスクに係るマーケット・リスク相当額(DRC)								
c11	デルタ・リスクに分類されたトレーディング・デリバティブの資本サーチャージの額								
c12	デルタ・リスク及びデルタ・リスクに分類されたトレーディング・デリバティブのマーケット・リスク相当額 (I)								
c13	内部モデルを使用しないトレーディング・デリバティブのマーケット・リスク相当額 (II) (ロ)								
c14	デルタ・リスク及びデルタ・リスクに分類されたトレーディング・デリバティブについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスク相当額から標準的方式により算出されたマーケット・リスク相当額を控除した額 (ハ)								
c15	全てのトレーディング・デリバティブについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク相当額 (S&P desk) (ニ)								
c16	マーケット・リスク相当額の合計額 (ACRtotal) $\min\{(I)+(ロ), (ニ)\}+\max\{0, (ハ)\}$								

MR3	簡易的方式によるマーケット・リスク相当額	オプション取引以外の取引	当期末			合計	オプション取引以外の取引	前期末			合計
			簡便法により算出した金額	デルタ・プラス法により算出した額	シナリオ法により算出した額			簡便法により算出した金額	デルタ・プラス法により算出した額	シナリオ法により算出した額	
d1	金利リスク (一般市場リスク及び個別リスク) の額										
d2	株式リスク (一般市場リスク及び個別リスク) の額										
d3	コモディティ・リスクの額										
d4	外国為替リスクの額										
d5	証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額										
d6	合計 (d1+d2+d3+d4+d5)										

(注)

(1) 本表は連業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年3月23日金融庁・農林水産省告示第5号）における別紙様式第1号の2（注）に従い、記録する。

(2) マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用する金融機関は、記載を要しない(空欄)。

(3) 使用している計測方式の該当する表（MR1、MR2、MR3）及び合計表に記載する。

(4) 使用していない計測方式については記載を要しない(空欄)。

(5) バック・テスティングの超過回数が5回の場合は「5」と記載する(数字のみ)。

5. 連結開示債権の状況

信漁連
(単位：千円)

科 目	当 期 末 残 高	前 期 末 残 高	増 減 (▲)	
			金 額	増減率(%)
破産更生債権及びこれら に準ずる債権				
危 険 債 権				
三 月 以 上 延 滞 債 権				
貸 出 条 件 緩 和 債 権				
正 常 債 権				
合 計				

(注) 開示債権の定義は、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農
林水産省令第2号）第48条第1項第1号ホ（2）による。

(記載上の注意)

前期データのうち、遡及適用又は財務諸表の組替えにより変更が生じた箇所については、変更前の金額又は比率を欄外に
注記すること。

○ 年 度 仮 決 算 速 報

信用漁業協同組合連合会

1. 残高試算表	
2. 比較貸借対照表	
3. 貯金及び貸出金の明細	
4. 比較損益計算書	
5. 貯金利率及び貸出金利率	
6. 資金効率	
7. 引当金等の算出基礎	
8. 証券先物取引及びオプション取引にかかる損益の内訳	
9. 両替の実績	
10. 大口信用供与等の状況	
11. 単体自己資本比率の状況	

（注）様式については、5－5 決算速報様式に準ずること。

海外付随業務取扱施設等の設置届出書
参考様式 6－1

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

海外付随業務取扱施設等設置届出書

海外付随業務取扱施設等を設置いたしたく、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第 1 項第 12 号の 2 の規定に基づき、
下記のとおりお届けいたします。

記

名 称	
設 置 予 定 地	
業 務 内 容	
設 置 予 定 日	年 月 日 ()
営 業 日	
営 業 時 間	
理 由	

海外付随業務取扱施設等の位置変更届出書
参考様式 6－2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

海外付随業務取扱施設等位置変更届出書

海外付随業務取扱施設等を位置変更いたしたく、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第 1 項第 12 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称	
新 位 置	
現 位 置	
業 務 内 容	
位 置 変 更 予 定 日	年 月 日 ()
理 由	

海外付随業務取扱施設等の廃止届出書
参考様式 6－3

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

海外付随業務取扱施設等廃止届出書

海外付随業務取扱施設等を廃止いたしたく、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第 1 項第 12 号の 2 の規定に基づき、
下記のとおりお届けいたします。

記

名 称	
所 在 地	
業 務 内 容	
廃 止 予 定 日	年 月 日 ()
理 由	

海外付随業務取扱施設等の業務内容の変更届出書
参考様式 6－4

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

○○業務内容変更届出書

○○の業務内容を変更いたしたく、水産業協同組合法第 126 条第 12 号及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第 1 項第 12 号の 2 の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

名 称		
所 在 地		
業務内容	変更前	
	変更後	
変 更 予 定 日		年 月 日 ()
理 由		

外国銀行代理事業に係る認可申請書
参考様式 7-1

(第 1 面)

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

(担当部署、担当者、担当者連絡先)

外国銀行代理事業に係る認可申請書

外国銀行代理事業を営みたく、水産業協同組合法第 11 条の 6 の規定により認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(注) 添付書類

- 1 理由書
- 2 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足る書面
- 3 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面
- 4 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面
- 5 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
- 6 当該組合と所属外国銀行との間の当該認可の申請に係る外国銀行代理事業の委託契約書の案
- 7 当該認可の申請に係る外国銀行代理事業の内容及び方法を記載した書面
- 8 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

(第2面)

1. 所属外国銀行の商号及び代表者	
2. 所属外国銀行の役員 及び従業員の数	従業員 名
3. 所属外国銀行の業務の種類	
4. 所属外国銀行及び所属外国 銀行グループの組織図	
5. 外国銀行代理事業を営む事務所の 名称・所在地 及び取り扱う業務の内容	別添（第3面）のとおり

(第3面)

(別添1：外国銀行代理事業を営む事務所の名称及び所在地)

【 所属外国銀行名 】 商号又は名称
(年 月 日現在)

名 称	所 在 地	取 扱 う 業 務 の 内 容
(主たる事務所)		
(従たる事務所)		
(従たる事務所)		
(従たる事務所)		

所属外国銀行に関する資本金（出資）の額の変更届出書
別紙様式 7-2

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属外国銀行に関する資本金（又は出資金）の額の変更届出書

所属外国銀行の資本金（又は出資）の額が変更になりましたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第 1 項第 13 号イの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

資本金(出資)の額	変 更 後	(百万円) 換算レート 1 = 円
	変 更 前	(百万円)
実 行 日	年 月 日 ()	
理 由		

所属外国銀行に関する商号（又は主たる営業所）の変更届出書
別紙様式 7－3

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属外国銀行に関する商号（又は主たる営業所）の変更届出書

所属外国銀行の商号（又は主たる営業所）が変更になりましたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第 1 項第 13 号ロの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

商号（本店所在地）	変 更 後	
	変 更 前	
実 行 日	年 月 日（ ）	
理 由		

所属外国銀行に関する合併届出書
 別紙様式 7-4

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
 農林水産大臣 ○○○○ 殿
 都道府県知事○○○○ 殿

所在地
 商号又は名称
 代表者
 (担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属外国銀行に関する合併届出書

所属外国銀行が合併をしましたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第 1 項第 13 号ハの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商号及び代表者	
	本店所在地	
	所属外国銀行の役員 及び 従業員の数	従業員 名
	所属外国銀行の 業務の種類	
	所属外国銀行及び 所属外国銀行 グループの組織図	
実 行 日	年 月 日 ()	
理 由		

(注) 添付書類は別紙様式 7-1 を参照すること

所属外国銀行に関する事業譲渡（事業譲受け）届出書
別紙様式 7-5

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事 ○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者

（担当部署、担当者、担当者連絡先）

所属外国銀行に関する事業譲渡（又は事業譲受け）の届出書

所属外国銀行が事業の譲渡をしました（又は譲受けました）ので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第 1 項第 13 号ハの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

事業譲渡（又は譲受け）の相手方	
事業譲渡（又は譲受け）の内容	
事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等	（ 百万円）換算レート 1 = 円
実行日	年 月 日（ ）
理由	

- （注） 1. 「事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等」欄には、収入についても記載すること。
2. 事業譲渡の場合は、事業譲渡先外国銀行に係る書類（別紙様式 7-1 を参照。）を添付すること。

所属外国銀行に関する解散（廃業）届出書
別紙様式 7－6

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属外国銀行に関する解散（又は廃業）届出書

所属外国銀行が解散（又は廃業）をしましたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第 1 項第 13 号ニの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

解 散 （ 又 は 廃 業 ） 年 月 日	年 月 日 （ ）
理 由	

(注) 添付書類
清算人による解散後の措置（顧客情報管理の取扱い等を含む。）を記載した書面

所属外国銀行に関する銀行業の免許取り消しに係る届出書
別紙様式 7-7

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属外国銀行に関する銀行業免許等取消しに係る届出書

所属外国銀行が銀行業の免許を取り消されたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第 1 項第 13 号ホの規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

免許取消し等年月日	年 月 日 ()
理 由	

所属外国銀行に関する破産手続開始の決定に係る届出書
別紙様式 7－8

年 月 日

金融庁長官 ○○○○ 殿
農林水産大臣 ○○○○ 殿
都道府県知事○○○○ 殿

所在地
商号又は名称
代表者
(担当部署、担当者、担当者連絡先)

所属外国銀行の破産手続開始の決定に係る届出書

所属外国銀行が破産手続開始を決定されたので、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 51 条第 1 項第 13 号への規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。

記

破産手続開始の申立てを 行 っ た 年 月 日	年 月 日 ()
破産手続開始の決定を 行 っ た 年 月 日	年 月 日 ()